

令和2年度

事業計画

社会福祉法人 黎明福祉会

目 次

第1章	黎明福祉会概要	……………	1
第2章	介護老人福祉施設豊洋園	……………	11
第3章	地域密着型介護老人施設 ユニット豊洋	……………	19
第4章	栄養管理事業	……………	27
第5章	指定通所介護事業	……………	31
第6章	指定訪問入浴介護事業	……………	38
第7章	指定訪問介護事業	……………	42
第8章	身体障害者居宅支援事業	……………	46
第9章	指定訪問看護事業	……………	47
第10章	指定短期入所生活介護事業	……………	54
第11章	指定居宅介護支援事業	……………	58
第12章	安否確認事業	……………	62
第13章	高齢者買物支援事業	……………	63
第14章	配食サービス事業	……………	64
第15章	生きがい元気センター・福祉サービス事業	……………	65
第16章	ケアハウス シービュー豊洋	……………	69
第17章	その他の事業	……………	74
第18章	地域交流スペース	……………	75
	令和2年度各委員会名簿	……………	76
	省エネ委員会体制	……………	77
	苦情処理委員会体制	……………	78
	身体拘束廃止適正化委員会体制	……………	80
	事故防止対策委員会体制	……………	82
	感染予防・衛生委員会体制	……………	84
	研修委員会体制	……………	86
	編集委員会体制	……………	88
	災害対策委員会体制	……………	90
	防火管理委員会体制	……………	91
	交通安全車両委員会体制	……………	93
	地域支援・貢献委員会体制	……………	95
	教育・評価委員会体制	……………	97
	ハラスメント対策委員会体制	……………	99
	みずみ保育園（子育て支援センター事業、 児童クラブ事業、一時預り保育事業）	……………	別冊
	養護老人ホーム松寿園	……………	別冊

第1章 黎明福祉会概要

1. 施設の名称及び所在地

特別養護老人ホーム 豊 洋 園

〒 869-3413

熊本県宇城市三角町里浦 2855 番 5

TEL 0964-54-1100 FAX 0964-54-1102

ケアハウス シービュー豊洋

〒 869-3413

熊本県宇城市三角町里浦 2855 番 1

TEL 0964-54-1500 FAX 0964-54-1102

養護老人ホーム 松 寿 園

〒 869-3471

熊本県宇城市不知火町永尾 717 番地

TEL 0964-42-2016 FAX 0964-42-3215

みすみ保育園

〒 869-3205

熊本県宇城市三角町波多 144 番

TEL 0964-52-2108 FAX 0964-52-2109

2. 事業開始年月日及び定員

○特別養護老人ホーム	昭和 63 年 4 月 1 日開設	定員 50 名
	平成 4 年 7 月 1 日増床	定員 70 名
<指定介護老人福祉施設>	平成 12 年 4 月 1 日	
	(介護保険制度施行に伴う名称変更)	
<一部ユニット型指定介護老人福祉施設>	平成 23 年 3 月 20 日増床	定員 80 名
<指定介護老人福祉施設>	平成 26 年 4 月 1 日	定員 60 名
<地域密着型介護老人福祉施設入所者介護>	〃	定員 20 名
	(別施設としての認可に伴う変更)	
○老人デイサービス運営事業	昭和 63 年 3 月 19 日開設	定員 150 名
	(三角町 81 名, 不知火町 69 名)	
	平成 3 年 6 月 1 日増員	定員 160 名
	(三角町 85 名, 不知火町 75 名)	

	平成7年4月1日 (三角町・B型よりA型へ移行)
<指定通所介護事業>	平成12年4月1日 (介護保険制度施行に伴う名称変更)
	平成14年12月23日 定員45名 (ほうようの湯開設に伴うサービス提供場所の変更)
	平成28年4月1日変更 定員40名
	平成29年4月1日変更 定員35名
	平成29年6月19日変更 定員40名
	平成30年9月17日変更 定員45名
<指定介護予防通所介護事業>	平成18年4月1日 (介護予防事業開始による指定)
	平成28年3月31日 廃止
<介護予防・日常生活支援総合事業>	平成28年4月1日 開始
○老人短期入所運営事業	昭和63年4月1日開設 定員5名 平成4年7月1日増床 定員7名
<指定短期入所生活介護事業>	平成12年4月1日 (介護保険制度施行に伴う名称変更)
<一部ユニット型 指定短期入所生活介護事業>	平成23年3月20日増床 定員10名
<指定介護予防短期入所生活介護事業>	平成18年4月1日 (介護予防事業開始による指定)
<指定短期入所生活介護事業>	平成26年4月1日 定員10名 (別施設としての認可に伴う変更) (地域密着型入所者介護空床利用)
	平成27年2月1日増床 定員12名
	平成28年12月1日増床 定員17名
○老人ホームヘルプサービス事業	平成3年10月1日開始
<指定訪問介護事業>	平成12年4月1日 (介護保険制度施行に伴う名称変更)
<指定居宅支援事業>	平成15年3月26日 (身体障害者福祉法による指定)
<指定介護予防訪問介護事業>	平成18年4月1日 (介護予防事業開始による指定)
<介護予防・日常生活支援総合事業>	平成28年4月1日

- 地域自立生活支援事業
(配食サービス事業) 平成 19 年 4 月 1 日開始
(宇城市の任意事業として実施)
平成 26 年 3 月 31 日廃止

- 生きがい活動支援通所事業 平成 15 年 1 月 6 日開始
平成 19 年 3 月 31 日廃止
(介護予防・生活支援事業)
- 外出支援サービス事業 平成 15 年 1 月 6 日開始
平成 18 年 3 月 31 日廃止
(介護予防・生活支援事業)

- 通所型介護予防事業 平成 18 年 7 月 1 日開始
平成 22 年 3 月 31 日廃止
(介護予防特定高齢者施策事業)

- 介護予防普及啓発事業 平成 20 年 4 月 1 日開始 「かたろう会」に
係わる給食管理
平成 21 年 4 月 1 日開始
(筋トレ倶楽部、すこやか倶楽部)
平成 22 年 3 月 31 日廃止

- 生きがい元気センター事業 平成 19 年 4 月 1 日開始
(施設独自の福祉サービス事業)

- 保育園 平成 21 年 4 月 1 日開始
(法人吸収合併の為)

- 養護老人ホーム 平成 26 年 4 月 1 日開始 定員 50 名
宇城市より譲渡)

- 配食サービス事業 平成 26 年 4 月 1 日開始
(施設独自の福祉サービス事業)

- 安否確認事業 平成 29 年 10 月 1 日開始
(施設独自の福祉サービス事業)

- 買い物支援事業 平成 30 年 12 月 16 日開始
(施設独自の福祉サービス事業)

3. 設置主体

社会福祉法人 黎明福社会

4. 社会福祉法人黎明福社会役員名簿

理事長

石川 洋一 (豊洋園施設長、宇城市議会議員、前みすみ保育園園長)

理事

石川 三代子 (豊洋園副施設長)

石川 孝一 (元豊洋園職員)

三浦 誠吾 (三角振興(株)職員、元豊洋園在宅部次長、元宇城市健康福祉部長)

成松 照子 (豊洋園ケアハウス次長)

高石 邦英 (豊洋園施設部長)

評議員

直江 定信 (光暁福社会理事長・前住職・元熊本県教育委員会・元熊本県民生児童委員協議会会長)

一村 興隆 (住職、元保護司)

島村 純孝 (豊福保育園園長、住職、保護司会宇城地区理事)

浦津 俊治 (ケアハウスシービュー豊洋入居者、元藤浦本店社員)

古川 紀満 ((有)古川商店代表取締役、旧松橋町議会議員、元宇城市議会議員)

深谷 誠了 (特別養護老人ホームひかりの園施設長・熊本県社会福祉士会理事)

浦崎 哲也 (際崎老人会長、元三角町役場福祉課長、元際崎区長)

監事

北平 孝次 (御船区民生委員・元御船区区長・元永井製作所工務部設計課)

河口 昭 (元際崎区長、元三角町役場課長、元三角町商工会事務局長)

運営協議会委員

佐藤 立行 (佐藤医院院長)

石川 多美子 (みすみ保育園園長)

荒竹 洋子 (豊洋園在宅課長)

5. 施設の規模・構造

敷地面積	総面積	19,203.70 m ²
	豊洋園	13,195.31 m ²
	みすみ保育園	1,612.88 m ²
	松寿園	4,395.51 m ²

建 物 面 積 ・ 構 造

特別養護老人ホーム 豊洋園 (鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建)	2, 688. 96 m ²
豊洋園デイサービスセンター (鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ網板葺平屋建)	410. 76 m ²
ユニット豊洋 (鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建)	1, 344. 47 m ²
ケアハウス シービュー豊洋 (鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建)	1, 932. 91 m ²
みすみ保育園 (含 倉庫 : 50. 74 m ²) (鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建)	743. 49 m ²
養護老人ホーム 松寿園 (鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建)	1, 404. 65 m ²

6. 法人理念と目的

(愛) 私たちは、多くの愛の中で生まれ大切に育てられてきた。法人は、一般営利事業団体ではなく、社会福祉事業を推進する非営利事業団体である。地域社会に貢献するためには、社会的弱者である、高齢者や乳幼児が安心して生活をする環境を整えなければならない。そのためには、基本姿勢として施設や在宅で生活される方を大切に愛する心が必要である。

(感謝) 黎明福祉会は、法人設立以来長年に渡り地域や行政の協力により事業が進められてきた。またご利用者があって事業があり、ご利用者があって仕事ができるという感謝の気持ちをもって職務に当たること。

(奉仕) 福祉事業の基本は奉仕する気持ちである。奉仕するには、職員各自が職責の重要性を認識し、より質の高い介護力及び保育力の向上に全員で精励すること。

7. 基本方針

社会福祉法人黎明福祉会は、多様な福祉サービスがその高齢者や乳幼児の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、高齢者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、また乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを目的とする。愛・感謝・奉仕の理念のもと、社会福祉事業を行う。

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する介護福祉サービスや保育の質の向上並びに、事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めることを経営の原則とする。

人権を尊重し、敬愛の気持ちを持ち公平なサービスの提供を行なう。その上で、利用者を愛する心を持ち、笑いがあり、優しさと安全、丁寧なケアを目指す。また、家族との絆を大切に、心の通うサービスの提供に努める。

保健・医療・福祉の各機関との連携のもと、健康で安全なサービスの提供を行なうと共に、

「ご利用者があり事業がある」「ご利用者があって事業が出来る」という感謝の気持ちを持って職務に当たる。

地域社会と連携し、社会参加と、交流を深め優しさと温もりあるサービスの提供を行なっていく。そして、地域社会と共に生きる暮らしの支援を行なう。

職員各自が職務の重要性を認識し、より質の高い介護力の向上を目指す。介護力としては、集中力・鋭敏さを持ち、技術・機能強化・判断力を向上させ、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、管理栄養士などの資格取得を行なっていく。

8. 運営方針

- (1) 利用者の尊厳の保持と自立支援
- (2) ユニットケアの充実
- (3) 危機管理の充実
- (4) 地域社会との連携強化
- (5) 行政及び医療・保健・福祉との連携
- (6) 職員の資質の向上としての人材育成、研修の充実

9. 中長期計画

社会福祉充実計画の確実な推進を図り、社会福祉法人としての責務を果たし、地域住民との関わりを深める。

- (1) 職員育成事業
職員の資質向上の為に研修受講及び処遇の充実を図る。
- (2) 先進福祉機器等導入事業
- (3) 医療施設事業
- (4) サ高住、有料老人ホーム新築事業
- (5) 配食サービス事業、単身高齢者のくらしの安全サポート事業、買い物支援事業

※ (5) については取り組みがなされているが、事業拡大を図り、多くの高齢者の方々が住み慣れた我が地域、我が家で末永く暮らして頂ける一助となるよう取り組む。

10. 会議・研修

< 1 > 豊洋園全体

①部課長会議	月 1 回 (施設長、各部課長)
②全体会議	月 1 回 (全職員)
③全体研修	月 1 回 (全職員)
④省エネ委員会	年 4 回 (各委員)
⑤苦情処理委員会	随時 (各委員)
⑥身体拘束適正化委員会	年 4 回 (各員会)
⑦事故防止対策委員会	年 4 回 (各委員)
⑧感染予防・衛生委員会	月 1 回 (産業医、各委員)

- ⑨研修委員会 月1回（各委員）
- ⑩編集委員会 年4回（各委員）
- ⑪災害等対策委員会 発生時（各委員）
- ⑫防火管理委員会 随時（各委員）
- ⑬交通安全車両委員会 年4回（各委員）
- ⑭地域支援・貢献委員会 随時（各委員）
- ⑮教育・評価委員会（受験対策委員会）随時（各委員）
- ⑯ハラスメント対策委員会 随時（各委員）

< 2 > 総務部

(1) 総務課

- ①総務部会議 月1回（施設長・事務長・事務員）

(2) 栄養課

- ①献立検討委員会 月1回（事務長・部長・課長・各主任・栄養士）
- ②栄養管理課研修 月2～3回（栄養課全員）

< 3 > 施設部

(1) 介護老人福祉施設

- ①入所判定会議 月1回（施設長・部次課長・介護支援専門員・第三者委員）
- ②ケースカンファレンス 月5～6回（関係職種全員）
- ③施設部会議 月1回（ユニット、従来型出勤職員全員）
- ④排泄委員会 年4回
- ⑤褥瘡委員会 隔月
- ⑥身体拘束廃止に向けて 月1回
- ⑦医務カンファレンス 随時

(2) 短期入所生活介護

- ①情報交換会 月1回（短期入所・デイ・ヘルパー・訪入・訪看・居介職員）
- ②ケースカンファレンス 随時（関係職種全員）

< 4 > 在宅部

(1) デイサービスセンター

- ①情報交換会 月1回（デイ・ヘルパー・訪入・訪看・短期入所・居介職員）
- ②事業所研修 月1回（デイ職員）
- ③ケースカンファレンス 月1回（デイ職員）

(2) 訪問入浴センター

- ①情報交換会 月1回（訪入・デイ・ヘルパー・訪看・短期入所・居介職員）
- ②ケース検討会 随時（訪問入浴職員）

(3) ヘルパーセンター

- ①情報交換会 月1回（ヘルパー・デイ・訪入・訪看・短期入所・居介職員）
- ②ケース検討会 月1回（ヘルパー職員）
- ③事業所研修 月1回（ヘルパー職員）

- ④ヘルパー勉強会 月1回 (ヘルパー職員)
- (4) 訪問看護ステーション
 - ①情報交換会 月1回 (訪看・デイ・ヘルパー・訪入・短期入所・居介職員)
 - ②部署会議 月1回 (訪問看護職員)
 - ③ケース検討会 月1回 (訪問看護職員)
- (5) 居宅介護支援センター
 - ①情報交換会 月1回 (居介・デイ・ヘルパー・訪入・短期入所・訪看職員)
 - ②センター職員研修 月1回 (居宅職員)
 - ③ケースケア会議 週1回 (居宅職員)
 - ④サービス担当者会議 随時 (居宅職員・該当事業所)

< 5 > ケアハウス部

- (1) ケアハウス
 - ①職員研修会 月1回 (ケアハウス職員)
 - ②ケース検討会 随時 (ケアハウス職員)

11. 職員健康診断

- ①健康診断 年1回 (全職員)
- 年2回 (夜勤・当直対応職員)
- ②腰痛検査 年2回 (直接処遇職員)
- ③保菌検査 月1回 (栄養管理課全員)

12. 防災訓練

- ①介護老人福祉施設、ケアハウス昼間想定合同訓練 年1回
- 介護老人福祉施設、ケアハウス夜間想定合同訓練 年2回
- ②緊急連絡訓練 年3回
- ③震災訓練 年1回
- (訓練計画は別紙の通り)

第2章 介護老人福祉施設 豊洋園

1. 運営方針

介護老人福祉施設 豊洋園は「愛 感謝 奉仕」を基本理念とし、「仕事は厳しく 職場は明るく お年寄りには笑顔で」の園訓を運営の方針とする。

2. 事業目標

- (1) 過疎が進む三角地区の高齢者支援を重視し、住民と共に地域福祉の核となる施設を目指し、地域貢献に努め、地域との共存を目指す。
- (2) 地域福祉の向上と地域住民との関係を大切にする。
 - ・地域の行事参加や、奉仕活動等に参加し、積極的に交流を図る
 - ・小学校や中学校の児童・生徒の福祉教育の推進に努める。
 - ・災害時の住民支援を目的に、避難場所の整備に努め、快適な避難生活の提供を目指すと共に、要介護者の受け入れ態勢を整える。
- (3) 利用者満足の上を迫及し、利用者及びその家族に選ばれる施設作りに努める。
 - ・入所希望者の増加に努め、ショートステイの利用向上を図り安定運営を目指す。
- (4) 経済性を考慮した運営に努める。
 - ・職員の適正な人員配置に取り組み、社会資源を活用し、節電や備品等の節約など諸経費の見直しを行い、無駄のない効率的な施設運営を行う。
- (5) 人材育成と職員個々の資質向上。
 - ・社会福祉法人の職員としての自覚を育てる。
 - ・職員教育を目的に研修等に取り組み、社会福祉法人の職員としての誇りを育む教育環境の整備の推進を図る。
 - ・職員は、自己評価を行い、年間目標を立て、自己研鑽と目標達成に努める。
 - ・職員は法令遵守のもと、権利擁護と個人情報の保護に努め、利用者の尊厳を重視した施設生活ができるよう努める。

3. 事業目的

要介護3以上の方(特例入所者で要介護1～2の方)で、在宅での生活が困難な入所者に対し、施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅生活への復帰を念頭において入浴・排泄・食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の支援を行うことにより、その方が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目的とする。

- (1) 利用者の意思及び人格、生活歴を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者の望む暮らしの実現と、その人らしい生活への支援を行う。
- (2) 家族や地域との結びつきを重視し、明るく家庭的な雰囲気の中、楽しく穏やかな生活を送って頂けるよう支援する。
- (3) 施設サービス計画に添った処遇統一を図り、身体機能の維持や生活の質の向上に努める。
- (4) 主治医との連携のもと、健康管理・疾病予防・衛生管理に努める。特に、感染症の予

防に努め、園内の感染拡大防止に対する取り組みを実践する。

(5) 職員研修と会議の充実を図り、ケアの質の向上に努める。

4. 処遇方針

(1) 日常生活について

利用者個々の人格・意思及び生活歴を尊重し、常にその方の立場を理解し、その人らしい生活が送れるように支援する。自立支援の視点から、生活意欲・自助努力を補い、出来る限り在宅復帰を目指す。

利用者の心身の状況、環境、本人及び家族の希望を勘案し施設サービス計画を作成し、利用者・家族への説明・同意のもとサービスを実践する。

毎日の生活に暖かみある、明るく家庭的で、衛生的な生活環境を提供する。

利用者に対する思いやりの心を育み、尊厳ある生活が維持出来るよう、その方に応じた介護実践に努める。

(2) 食 事

栄養管理課参照

(3) 入 浴

- ・利用者が身体の清潔を保持し、精神的にも快適な生活を営むことが出来るよう、個々の身体状況に応じた方法により入浴を提供する。
- ・温泉浴により、ゆったり・のんびり利用者個々のペースで入浴を楽しんで頂く。
- ・週2回の入浴を基本とするが、必要時は随時対応する。体調不良等により週2回の入浴が出来ない場合は、清拭や、部分浴を施行し清潔保持に努める。
- ・皮膚疾患等の異常の早期発見に努め、早期対応を行う事により良好な皮膚状態の維持を図ると共に、褥瘡予防を行う。

(4) 排 泄

- ・利用者の身体状況に応じた方法で排泄の介助を行なう。出来る限りトイレで自然な排泄を行なって頂けるよう、尿意・便意のある方は随時誘導・介助を行う。おむつの方は交換時に清拭等により清潔保持に努め 感染症・皮膚疾患の予防を行ない気持ちよく過ごして頂けるよう努める。
- ・排泄委員会を必要時開催し、尿意・便意が取り戻せトイレでの自然な排泄が出来るように個々の排泄パターンをつかみ、おむつ外しへの取り組みを行なう。身体状況に合わせ、布パンツや紙パンツに尿取りパットを活用しながら、気持ちよい排泄への支援を行う。

(5) 終末期の介護(看取り介護)について

- ・人生最期の時を、その人がその人らしく尊厳を持って終えられるように、医師・多職種間の連携を密に図り支援していく。
- ・看取り介護指針に基づき、本人・ご家族の意向を汲み取り、日々を温かく、苦痛や寂しさを感じられず安らぎのあるこころのケアに努める。
- ・家族と共に過ごせる看取りをめざし、家族の宿泊しやすい環境等の整備に努める。

5. ご家族との連絡

- (1) 季刊誌「ほうよう」にて四季折々の園生活の紹介を行うと共に、メッセージカードに日常生活・健康状態などの近況を添え発送する。また、家族会総会ふれあい会・誕生会・ほたる見学・花火大会・運動会など行事への参加・協力を求め、ご家族と一緒に過ごして頂く機会を設ける。
- (2) 面会時には、介護支援専門員・生活相談員・看護師・介護リーダー・ケアスタッフ等が近況を伝え、ご家族との関わりを大切にしていく。
- (3) 体調変化時はご家族へ身体状況の連絡を行うと共に、面会を依頼し、ご家族との情報共有のもと意思疎通を図り、ご本人・ご家族の意向に沿った対応に努める。
- (4) お盆・お正月はもとより年間を通じ、出来るだけ帰省・外泊を支援し、ご家族と過ごして頂く時間を大切にし、誕生会にはご家族を招待し、一緒に祝って頂く。
- (5) ご本人・ご家族の希望や要望を反映した施設サービス計画を作成し、出来るだけご家族に参加頂きケアカンファレンスを開催し、説明・同意のもと支援を行う。
- (6) 預り金残高を3ヶ月毎に確認して頂くが、来園のないご家族には残高を記載した書類を送付し確認頂く。
- (7) 生活相談員・介護支援専門員を中心に、ご本人・ご家族からの要望・相談事や苦情等を随時聞き取り、快適な園生活を送って頂けるよう努める。

6. その他

利用者の生活を彩る四季折々の行事・活動・レクリエーションを実施し笑顔を引き出し、楽しみや生きがいを持って頂くことに努める。また、利用者間の交流も支援する。

* 計画については別紙参照

7. 職員研修

- (1) 職員個々の内部・外部研修参加を推進し、受講した研修成果が反映できるシステムの構築を図る。
- (2) 採用時オリエンテーションにて施設沿革説明を行うと共に、各種ケアマニュアルをもとに介護・医療の知識・技術研修を行なう。また、ケアスタッフによる実践指導のもと介護の基本習得を図る。
- (3) 異動配属時、各種ケアマニュアルに沿った介護・医療の知識・技術の研修を行い資質向上に努める。
- (4) 福祉職員としての基本姿勢・知識・技術研修の実施、また外部研修への参加により資質向上を図ると共に、介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士・社会福祉主事・喀痰吸引業務従事者資格などの各種資格取得を目指していく。
- (5) グループミーティング・各委員会を実施し、ケア方法の確認・見直しの機会とする。
- (6) 豊洋園職員の心構え・自己評価15ヶ条による集団及び個別での研修を実施し職員の資質向上に努める。
- (7) 新入職員の研修に関しては、短時間でのステップアップをめざし、可視化できるマニュアル等により、分かりやすい教育を目指す。

8. 看護目標・計画

(1) 看護目標

- ①主治医との連携のもと、身体・精神状況を把握し健康管理を行い、心身とも安定した生活を送って頂けるよう努める。

- ②疾病予防と早期発見
 - ・心と体の変化に気付き疾病予防に努め、日々の様子観察・状態観察を行い異常の早期発見に努める。
 - ・サービス計画に基づいた看護計画のもと、統一した看護提供に努める
 - ・感染症の予防・拡大防止に努める。
- ③ケアカンファレンスへの参加とケアスタッフ等多職種間との連携を図り、統一されたケアの提供に努める。
- ④保健衛生指導
 - ・利用者への保健衛生指導の実施。
 - ・介護職員はもとより、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員への保健衛生指導の実施。
- ⑤身体状況の変化に応じ御家族へ随時報告を行うと共に、本人・ご家族の精神的ケアに努める。
- ⑥喀痰吸引の必要な方に対する吸引の実施。
 - ・月1回の喀痰吸引実践研修会を実施し、吸引手順の確認、安全・衛生指導を行う。
 - ・月1回の喀痰吸引安全委員会の開催。
 - ・喀痰吸引の必要者に対する計画書の作成（ケアプラン期間ごと）、及び、月1回の喀痰吸引実施状況報告書の作成。

(2) 精神科回診

様々な疾病や認知症等により精神状態が不安定な方に対し、精神科医診療のもと安心した生活を過ごして頂けるよう、穏やかな精神状態の支援に努める。

(3) 健康管理年間計画

①定期健康診断

- ・ 年1回 胸部X線検査・血液検査
- ・ 月1回 体重測定
- ・ 週1回 血圧測定（必要時は随時）
- ・ 入浴時 体温・脈拍測定（必要時は随時）
- * 状態に応じて医師の指示のもと随時検査・他診療科の受診を行う。

②職員の健康管理

- ・ 健康診断（労働基準法にもとづく検診）

全職員	年1回	(10月)
夜勤対応職員	年2回	(10月・3月)
- ・ 腰痛検査

年2回	直接処遇者
-----	-------
- ・ 衛生指導
 - 感染症及び蔓延防止に対する指針に準じ実施

(4) 医務会議・研修

- ・施設サービス計画に基づくカンファレンスへ参加しケアの統一を図る。
- ・園内・外の研修に積極的に参加し知識・技術の向上を図る。

- (5) 介護職員との研修
緊急・救命対応・口腔ケア・衛生管理・毎月の吸引実践指導・高齢者のかかりやすい疾病・血圧測定・急変時の観察ポイント・感染症予防防止策等の研修を行う。
- (6) その他
緊急時に迅速な対応が出来るよう、夜間オンコール体制とする。常にケアスタッフ、生活相談員、介護支援専門員との連携を図り、利用者が安心して健康的な生活が送れるよう努める。

9. 機能訓練について

- (1) 目的
利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が喜びや生きがいを持ちながら元気に毎日を過ごせるよう、個別機能訓練計画を作成し機能訓練指導員を中心に訓練を行う。日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持の為の訓練を行う。寝たきりにならぬよう、生活環境や身体状況に合わせたリハビリを行い、廃用性症候群・拘縮予防に努めると共に、褥創予防に努める。多くの声掛けと会話を行ないながら本人の思いを受け止めることで、精神の安定と生活に対する意欲等、精神活動の活性化を図る。
- (2) 集団訓練（起立訓練・歩行訓練・レクリエーションなど）
利用者が自立した生活を送るための身体機能の維持・向上を目的に、身体と頭を使ったレクリエーションやゲームを共同で行うことで、相乗効果を生み出していく。
- (3) 個別訓練
機能訓練指導員による指導のもと、個々の利用者毎に自立した生活に必要な機能的ニーズを把握し、機能の維持・向上が出来るように、施設サービス計画に添った個別機能訓練を多職種協働で行う。また、個々の能力に合わせて日常的に行われる生活動作訓練を、それぞれ計画に基づいて行う。
- (4) 摂食・嚥下訓練
食物を摂るために必要な筋肉や動作等に関して訓練が必要と思われる利用者に対してアプローチを行う。また、必要時にはその運動や機能を評価し多職種で情報を共有することで誤嚥のリスクを予防し、安全に食事を摂ることを目的とする。
- (5) 言語（コミュニケーション）訓練
言葉などコミュニケーションに必要な話す・聞く・ジェスチャーなどの機能に関して訓練が必要と思われる利用者に対して個々の能力に合わせたコミュニケーションアプローチを行い、利用者の意思を傾聴する。

(6) リハビリ機器及び内容

器具 : ホットパック・マイクロウエーブ・マッサージ器・滑車・平行棒・
肋木・輪転機

内容 : 歩行訓練・起立訓練・ストレッチ体操・嚙下訓練・関節可動域
訓練(自動・他動)

(7) その他

機能訓練指導員による研修を実施し、職員の機能訓練への理解を深め利用者
個々の生活の質の向上に役立てる。

(8) クラブ活動・レクリエーション

	クラブ活動		レクリエーション
	習	字	今月の歌と塗り絵
4月	花見	花まつり	さくらさくら
5月	立夏	八十八夜	青い山脈
6月	入梅	つばめ	からたちの花
7月	花火	青い空	バラが咲いた
8月	お盆	あさがお	世界の国からこんにちは
9月	長月	秋桜(こすもす)	野球小僧
10月	十三夜	紅葉(もみじ)	鐘の鳴る丘
11月	立冬	落ち葉(おちば)	桃太郎
12月	冬至	もちつき	ジングルベル
1月	初春	水仙	上を向いて歩こう
2月	立春	豆まき	シャボン玉
3月	春分	菜の花	東京ラブソディ

毎月最終週 ～ カレンダー作成

7月 ～ 暑中見舞い作成

12月 ～ 年賀状作成

令和2年度 介護老人福祉施設 豊洋園行事計画

月	行 事 予 定	そ の 他
4月	花見&野外茶話会・花祭りの集い・故郷ドライブ カラオケ大会(第3日曜日)	車椅子点検 福祉用具点検
5月	新茶会・菖蒲湯・母の日の集い 故郷ドライブ ほたる見学(職員ボランティアにて) 利用者顧客満足アンケートの実施	職員健康診断 空調管理・車椅子点検 福祉用具点検
6月	父の日の集い・紫陽花見学・カラオケ大会(第3日曜日) ほたる見学(職員ボランティアにて) 家族会総会(満足度アンケート・苦情等紹介)	車椅子点検 福祉用具点検
7月	七夕祭り・故郷ドライブ 花火大会 港祭り踊りパレードの見学	みすみ保育園交流会 車椅子点検 福祉用具点検
8月	盆供養・盆帰省 カラオケ大会(第3日曜日)	車椅子点検 福祉用具点検
9月	敬老の日の集い・月見会・故郷ドライブ 御船地区十五夜集い参加	車椅子点検 福祉用具点検
10月	運動会 カラオケ大会(第3日曜日) 焼き芋会	車椅子点検・福祉用具点検 職員健康診断
11月	紅葉見学&野外茶話会・故郷ドライブ デザートビュッフェ	空調管理 車椅子点検・福祉用具点検
12月	冬至湯・クリスマス会 カラオケ大会(第3日曜日) もちつき	車椅子点検・福祉用具点検 みすみ保育園交流会
1月	新年祝賀会・書初め・初詣(郡浦神社)・新春茶会・七草粥・正月帰省 御船地区どんどや見学	車椅子点検 福祉用具点検
2月	節分(豆まき)の集い カラオケ大会(第3日曜日) どら焼き作り	みすみ保育園交流会 車椅子点検・福祉用具点検
3月	ひな祭りの集い・故郷ドライブ 菜の花ドライブ	腰痛検査 車椅子点検・福祉用具点検
備 考	ふれあい誕生会・ふれあい喫茶・散髪・茶話会・外気浴・散歩・ショッピング・リフレッシュビューティー(第3水曜日) 故郷ドライブは 地区別に実施	車椅子点検(第1日曜) 福祉用具点検(第2日曜)

令和2年度 施設部職員研修・会議計画書

月	研修内容	会議	その他
4月	園内研修(職員心得確認) 事業計画確認(理念・基本方針・ 中長期計画など)	身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	新人研修 吸引実務者研修 個人力量評価
5月	食中毒予防・院内感染対策 リハビリ勉強会(トランス) 法令遵守	身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会・喀痰吸引安全委員会	緊急連絡訓練 吸引実務者研修 発電機運転勉強会
6月	身体拘束廃止・高齢者虐待 高齢者のかかりやすい病気 危険箇所 雷対策機器説明	身体拘束適正化検討委員会 身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	家族会総会について 昼間想定総合訓練 吸引実務者研修
7月	介護保険制度・ケアプラン・モニタリ ング・生活記録の書き方 摂食・嚥下障害と食事介助	身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	家族会総会反省 吸引実務者研修
8月	褥瘡予防 認知症の基礎知識 リハビリ勉強会(ポジショニング)	身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会・喀痰吸引安全委員会	消防機器取扱説明会 吸引実務者研修
9月	緊急時対応 感染症(結核・MRSA・ESBL・緑膿 菌など) 職員心得について	身体拘束廃止に向けた取り組み・身体拘束 適正化検討委員会・喀痰吸引安全委員会	夜間想定総合訓練 現任職員研修 吸引実務者研修
10月	事故防止対策リスクマネジメント 利用者プライバシーの保護 レクリエーション	身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	震災想定総合訓練 緊急連絡訓練 吸引実務者研修
11月	インフルエンザ・ノロウイルス 感染 対策 リハビリ勉強会(シーティング)	身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会・喀痰吸引安全委員会	夜間想定総合訓練 吸引実務者研修
12月	看取り介護 認知症対応・身体拘束廃止に関す る取り組みについて事例検討	身身体拘束廃止に向けた取り組み 身体拘束適正化検討委員会	吸引実務者研修
1月	おむつ外しの取り組み 特定疾病の病気と理解について	身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	緊急連絡訓練 吸引実務者研修
2月	褥瘡予防 リハビリ勉強会(拘縮予防と改善)	身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会	消防機器取扱説明会 吸引実務者研修
3月	事故対策 緊急時対応 喉詰めと食事時ポジショニング	身体拘束廃止に向けた取り組み・身体拘束 適正化検討委員会・喀痰吸引安全委員会	各委員会次年度計画作成・ 各マニュアルの見直し、検討・ 見直し等の承認 吸引実務者研修
備考	園内外研修報告会随時実	排泄委員会 随時	

第3章 地域密着型介護老人福祉施設 ユニット豊洋

1. 運営方針

ユニット豊洋は「愛 感謝 奉仕」を基本理念とし、「仕事は厳しく 職場は明るく お年寄りには笑顔で 」の園訓を運営の方針とする。

2. 事業目標

- (1) 過疎が進む三角地区の高齢者支援のあり方を模索し、地域住民と共に、地域福祉の核となる施設となり、地域に貢献できるように努め、地域との共生共存を目指す。
- (2) 地域福祉の向上と地域住民との関係を大切にする。
 - ・地域住民や関係諸団体と協力した福祉事業を展開し、周辺住民と共に地域福祉の向上に努める。
 - ・地域の行事や、奉仕活動等に積極的に参加し交流を図る。
 - ・小学校や中学校の児童・生徒の福祉教育の推進に努める。
 - ・災害時の住民支援、避難場所の提供に努める。また、要介護者の受け入れ態勢を整える。
- (3) 顧客満足の上を迫及し、利用者及びその家族に選ばれる施設作りに努める。
 - ・入所希望者の増加に努め ショートステイの利用向上を図り安定運営を目指す。
- (4) 経済性を考慮した運営に努める。
 - ・職員の適正な人員配置に取り組み、社会資源を活用し、節電や備品等の節約など諸経費の見直しを行い、無駄のない効率的な施設運営を行う。
- (5) 人材育成と職員個々の資質向上。
 - ・社会福祉法人、高齢者福祉に携わる職員としての自覚を育てる。
 - ・職員育成・職員教育・職員研修等に取り組み、社会福祉法人の職員としての誇りを育む教育環境の整備の推進を図る。
 - ・職員は、個々に自己評価を行い、年間目標を立て、目標達成に努める。
 - ・職員は、法令遵守のもと、利用者の権利擁護と、個人情報保護に努め、尊厳を重視した施設生活が継続できる環境を構築する。
- (6) 運営推進委員会を年6回開催し、ご利用者・ご家族・地域及び行政の代表者と意見交換を行い、地域に密着した要望や助言に沿った運営を目指す。

3. 事業目的

要介護3以上の方(特例入所者で要介護1～2の方)で在宅での生活が困難となった入居者個々の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に、入居者の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを目的とする。

- (1) 家族や地域との結びつきを重視し、家庭的な雰囲気の中で楽しく穏やかな生活

を送っていただけるよう支援する。アセスメントに基づき個々の利用者が、社会復帰や自立生活を目標とし、その人らしい生活が出来るよう支援する。

- (2) 地域密着型施設サービス計画に添い、多職種が処遇統一を図り、身体機能の維持、生活の質の向上に努める。
- (3) 主治医との連携のもと、健康管理・疾病予防、衛生管理に努める。特に、感染予防及び拡大の防止に対する取り組みを図る。
- (4) 職員研修や会議の充実を図り、ケアの向上に努める。

4. 処遇方針

(1) 日常生活について-

- ・利用者個々の人格・意思及び生活歴を尊重し、常にその方の立場を理解し、その人らしい生活が送れるように支援する。自立支援の視点から、生活意欲・自助努力を補い、出来る限り在宅復帰を目指す。利用者様の心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用者・家族の同意のもと地域密着型施設サービス計画を実践する。
- ・毎日の生活に暖かみのある、明るい家庭的で衛生的な生活環境を提供し、思いやりの心を育み、尊厳ある生活が維持出来るよう、その方に応じた介護実践に努める。

(2) 食 事

栄養管理課参照

(3) 入 浴

- ・利用者が身体の清潔を保持し、精神的にも快適な生活を営むことが出来るよう、身体状況に応じた入浴を支援する。
- ・温泉浴により、ゆったり・のんびり利用者個々のペースで入浴を楽しんで頂く。
- ・週2回の入浴を基本とするが、必要時は随時対応する。体調不良等で週2回の入浴が出来ない場合は、清拭や、部分浴を施行し清潔保持に努める。皮膚疾患等異常の早期発見に努め、早期対応を行う事により良好な皮膚状態を維持し褥瘡予防を図る。

(4) 排 泄

- ・利用者の心身の状況に応じた方法で排泄の介助を行なう。出来る限りトイレでの自然な排泄を行って頂けるよう、尿意・便意のある方は随時誘導・介助を行う。おむつ利用の方は交換時に清拭等により清潔保持に努め、感染症・皮膚疾患の予防を行わない気持ちよく過ごして頂けるよう努める。
- ・排泄委員会を必要時開催し、尿意・便意が取り戻せトイレでの自然な排泄が行われるよう、個々の排泄パターンをつかみ、おむつ外しへの取り組みを行う。身体状況に合わせ、紙パンツに尿取りパットを合わせながら、気持ちのよい排泄への支援を行う。

- (5) 終末期の介護(看取り介護)について
 - ・人生最期の時を、その人がその人らしく尊厳を持って終えられるように、医師・多職種間の連携を密に行い支援していく。
 - ・看取り介護指針に基づき、本人・ご家族の意向を汲み取り、日々を温かく、苦痛や寂しさを感じられず安らぎのあるところのケアに努める。

5. ご家族との連絡

- (1) 季刊誌「ほうよう」にて四季折々の園生活の紹介を行うと共に、メッセージコーナーに日常生活・健康状態などの近況を添え発送する。また、家族会総会ふれあい会・誕生会・蛍見学・花火大会・運動会など行事への参加・協力を求め、ご家族と一緒に過ごして頂く機会を設ける。
- (2) 面会時には、介護支援専門員・生活相談員・看護師・介護リーダー・ケアスタッフ等近況をお伝えすると共に、ご家族との関わりを大切にしていく。
- (3) 体調変化時はご家族へ身体状況の連絡を行うと共に、面会を依頼し、ご家族との情報共有のもと意思疎通を図り、ご本人・ご家族の意向に沿った対応に努める。
- (4) お盆・正月はもとより年間を通じ、出来るだけ帰省・外泊を支援し、ご家族との関わりを大切に頂くとともに、誕生会にはご家族を招待し、一緒にお祝いして頂く。
- (5) ご本人・ご家族の希望や要望を反映した地域密着型施設サービス計画を作成し、可能な限りご家族に参加頂きケアカンファレンスを開催し、説明・同意のもと支援を行う。
- (6) 預り金残高を3ヶ月毎に確認して頂くが、来園のないご家族には残高を記載した書類を送付し確認して頂く。
- (7) 生活相談員・介護支援専門員を中心に、ご本人・ご家族から要望・相談事や苦情等を聞き取り快適な園生活を送る事が出来るよう努める。

6. その他

・ご利用者の生活を彩る四季折々の行事・クラブ活動・レクレーションを実施し笑顔を引き出し、楽しみや生きがいを持って頂くことに努める。また、利用者間の交流も支援する。

* 計画については別紙参照

7. 職員研修

- (1) 職員個々の内部・外部研修参加を推進し、受講した研修成果が反映できるシステムの構築を図る。
- (2) 採用時オリエンテーションにて施設沿革説明を行なうと共に、各種ケアマニュアルをもとに介護・医療の知識・技術研修を行なう。また、ケアスタッフによる実践指導のもと介護の基本習得を図る。
- (3) 異動配属時、各種ケアマニュアルに沿った介護・医療の知識・技術の研修を行い資質向上に努める。
- (4) 福祉職員としての基本姿勢・知識・技術研修の実施、また外部研修への参加により資質向上を図ると共に、介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士・社会福祉主事・喀痰吸引業務従事者などの各種資格取得を目指していく。

- (5) グループミーティング・各委員会を実施し、ケア方法の確認・見直しの機会とする。
- (6) 豊洋園職員の心構え・自己評価15ヶ条をもとに、集団及び個別での研修を実施し職員の資質向上に努める。

8. 看護目標・計画

(1) 看護目標

①主治医との連携のもと、身体・精神状況を把握し健康管理を行い、心身ともに安定した生活を送って頂けるよう努める。

②疾病予防と早期発見

- ・心と体の変化に気付き疾病予防に努め、日々の様子観察・状態観察を行い異常の早期発見に努める。
- ・地域密着型施設サービス計画に基づいた看護計画のもと、統一した看護の提供に努める。
- ・感染症の予防・拡大防止に努める。

③ケアカンファレンスへの参加とケアスタッフ等、多職種間との連携を図り、統一されたケアの提供に努める。

④保健衛生指導

- ・利用者への保健衛生指導の実施。
- ・介護職員はもとより、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員への保健衛生指導の実施。

⑤身体状況の変化に応じご家族へ随時報告を行うと共に、本人・ご家族の精神的ケアに努める。

⑥喀痰吸引の必要な方に対する吸引の実施。

- ・月1回 喀痰吸引実践研修会を実施し、吸引手順の確認、安全・衛生指導を行う。
- ・月1回 喀痰吸引安全委員会の開催。
- ・喀痰吸引の必要者に対する計画書の作成(ケアプラン期間ごと)、及び、月1回の喀痰吸引実施状況報告書の作成。

(2) 精神科回診

様々な疾病や認知症等により精神状態が不安定な方に対し、精神科医診療のもと安心した生活が送れるように、穏やかな精神状態の支援に努める。

(3) 健康管理年間計画

①定期健康診断

- ・年1回 胸部X線検査・血液検査
- ・月1回 体重測定
- ・週1回 血圧測定(必要時は随時)

- ・入浴時 体温・脈拍測定(必要時は随時)
- * 状態に応じて医師の指示のもと随時検査・他診療科の受診を行う。

②職員の健康管理

- ・健康診断(労働基準法にもとづく検診)
 - 全職員 年1回 (10月)
 - 夜勤対応職員 年2回 (10月・3月)
- ・腰痛検査
 - 年2回 直接処遇者
- ・衛生指導
 - 感染症及び蔓延防止に対する指針に準じ実施

(4) 医務会議・研修

- ・地域密着型施設サービス計画に基づくカンファレンスへ参加しケアの統一を図る。
- ・部内・外の研修に積極的に参加し知識・技術の向上を図る。

(5) 介護職員との研修

緊急、救命対応・口腔ケア・衛生管理・毎月の吸引実践指導・高齢者のかかりやすい疾病・血圧測定・急変時の観察ポイント・感染症予防、防止策等の研修を行う。

(6) その他

緊急時に迅速な対応が出来るよう、夜間オンコール体制とする。常にケアスタッフ、生活相談員、介護支援専門員と連携を図り、利用者が安心して健康的な生活が送れるよう努める。

9. 機能訓練について

(1) 目的

- ・利用者の心身の状況を踏まえ、利用者が喜びや生きがいを持ちながら元気に毎日を過ごせるよう、個別機能訓練計画を作成し機能訓練指導員を中心に訓練を行う。日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、または維持の為の訓練を行う。
- ・寝たきりとならないよう、生活環境や身体状況に合わせたリハビリを行い、廃用性症候群・拘縮予防に努めると共に、褥創予防に努める。また、多くの声掛けと会話を行いご本人様の思いを受け止めることで、精神の安定と生活に対する意欲等、精神活動の活性化を図る。

(2) 集団訓練(起立訓練・歩行訓練・レクリエーションなど)

利用者が自立した生活を送るための身体機能の維持・向上を目的に、身体と頭を使ったレクリエーションやゲームを共同で行うことで、相乗効果を生み出していく。

(3) 個別訓練

機能訓練指導員による指導のもと、利用者毎に自立した生活に必要な機能的ニーズを把握し、機能の維持・向上が出来るように、地域密着型施設サービス計画に添った個別機能訓練を多職種協働で行う。また、個々の能力に合わせて日常的に行われる生活動作訓練を、それぞれ計画に基づいて行う。

(4) 摂食・嚥下訓練

食物を摂るために必要な筋肉や動作等に関して訓練が必要と思われる利用者に対してアプローチを行う。また、必要に応じ、摂食・嚥下機能評価を実施し、個々の嚥下機能に適した食事形態や食事方法を検討することで安全安心に食事を摂ることを目的とする。

(5) 言語(コミュニケーション)訓練

言葉などコミュニケーションに必要な、話す・聞く・ゼスチャーなどの機能に関して訓練が必要と思われる利用者に対して、個々の能力に合わせたコミュニケーションアプローチを行い、利用者の思いを受け止め精神の安定、活性化を図る。

(6) リハビリ機器及び内容

器具 :ホットパック・マイクロウエーブ・マッサージ器・滑車・平行棒・肋木・輪転機
内容 :歩行訓練・起立訓練・ストレッチ体操・嚥下訓練・関節可動域訓練(自動・他動)

(7) その他

機能訓練指導員による、研修を実施し、職員の機能訓練への理解を深め利用者個々の生活の質の向上に役立てる。

(8) クラブ活動・レクリエーション

	ク ラ ブ 活 動		レ ク レ ー シ ョ ン
	習 字		今月の歌と塗り絵
4月	花見	花まつり	さくらさくら
5月	立夏	八十八夜	青い山脈
6月	入梅	つばめ	からたちの花
7月	花火	青い空	バラが咲いた
8月	お盆	あさがお	世界の国からこんにちは
9月	長月	秋桜(こすもす)	野球小僧
10月	十三夜	紅葉(もみじ)	鐘の鳴る丘
11月	立冬	落ち葉(おちば)	桃太郎
12月	冬至	もちつき	ジングルベル
1月	初春	水仙	上を向いて歩こう
2月	立春	豆まき	シャボン玉
3月	春分	菜の花	東京ラブソディ

毎月最終週 ～ カレンダー作成 7月 暑中見舞い作成 12月 年賀状作成

令和2年度 ユニット豊洋 行事計画

月	行事予定	その他
4月	花見&野外昼食会・花祭りの集い ショッピング・おやつ作り 故郷ドライブ・こいのぼり作成	車椅子点検 福祉用具点検
5月	新茶会・菖蒲湯・母の日の集い ほたる見学(職員ボランティアにて) 利用者顧客満足アンケートの実施	車椅子点検・福祉用具点検 空調管理 職員健康診断
6月	父の日の集い・紫陽花見学 カラオケ大会・ほたる見学(職員ボランティアにて) 家族会総会(満足度アンケート・苦情等紹介)	車椅子点検 福祉用具点検
7月	七夕祭り・故郷ドライブ・花火大会 港祭り踊りパレードの見学	車椅子点検 福祉用具点検 みすみ保育園交流会
8月	盆供養・盆帰省 夏祭り(ソーメン流し・かき氷・金魚すくい他)	車椅子点検 福祉用具点検
9月	敬老の日の集い・月見会 御船地区十五夜の集い参加 ふるさとドライブ	車椅子点検 福祉用具点検
10月	合同運動会・おやつ作り ショッピング・ドライブ	車椅子点検 福祉用具点検 職員健康診断
11月	紅葉見学&野外茶話会・故郷ドライブ カラオケ大会 ハロウィン祭り おやつ作り	車椅子点検 福祉用具点検
12月	冬至湯・クリスマス会(クリスマスケーキ作り) 鍋会	みすみ保育園交流会 車椅子点検 福祉用具点検
1月	新年祝賀会・書初め・初詣(郡浦神社)・新春茶会・ 七草粥・正月帰省・御船地区どんどや見学	車椅子点検 福祉用具点検
2月	節分(豆まき)の集い おやつ作り雪だるま作成	車椅子点検 福祉用具点検 みすみ保育園交流会
3月	ひな祭りの集い おやつ作り(茶碗蒸し作り) 故郷ドライブ	車椅子点検 福祉用具点検 腰痛検査
備考	ふれあい誕生会・ふれあい喫茶・散髪 カラオケ・茶話会・外気浴・散歩・ショッピング リフレッシュビューティー(第3水曜日) 故郷ドライブは地区別に実施	車椅子点検(第1日曜日) 福祉用具点検(第2日曜日)

令和2年度 施設部職員研修・会議計画書

月	研修内容	会議	その他
4月	園内研修(職員心得確認) 事業計画確認(理念・基本方針・ 中長期計画など)	ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	新人研修 吸引実務者研修 個人力量評価
5月	ユニットケアについて 食中毒予 防・院内感染対策 リハビリ勉強会 (トランス) 法令遵守	ユニット推進委員会・ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会・喀痰吸引安全委員会	緊急連絡訓練 吸引実務者研修 発電機運転勉強会
6月	身体拘束廃止・高齢者虐待 高齢者のかかりやすい病気 危険箇所 雷対策機器説明	ユニット会議・身体拘束適正化検討委員会 身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	家族会総会について 昼間想定総合訓練 吸引実務者研修
7月	介護保険制度・ケアプラン・モニタリ ング・生活記録の書き方 摂食・嚥下障害と食事介助	ユニット推進委員会・ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	家族会総会反省 吸引実務者研修
8月	褥瘡予防 認知症の基礎知識 リハビリ勉強会(ポジショニング)	ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会・喀痰吸引安全委員会	消防機器取扱説明会 吸引実務者研修
9月	緊急時対応 感染症(結核・MRSA・ESBL・緑膿 菌など) 職員心得について	ユニット推進委員会・ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み・身体拘 束適正化検討委員会・喀痰吸引安全委員 会	夜間想定総合訓練 現任職員研修 吸引実務者研修
10月	事故防止対策・リスクマネジメント 利用者プライバシーの保護 レクリエーション	ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	震災想定総合訓練 緊急連絡訓練 吸引実務者研修
11月	インフルエンザ・ノロウイルス 感染 対策 リハビリ勉強会(シーティング)	ユニット推進委員会・ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会・喀痰吸引安全委員会	夜間想定総合訓練 吸引実務者研修
12月	看取り介護 認知症対応・身体拘束廃止に関す る取り組みについて事例検討	ユニット会議・喀痰吸引安全委員会 身身体拘束廃止に向けた取り組み 身体拘束適正化検討委員会	吸引実務者研修
1月	おむつ外しの取り組み 特定疾病の病気と理解について	ユニット推進委員会・ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み 喀痰吸引安全委員会	緊急連絡訓練 吸引実務者研修
2月	褥瘡予防 リハビリ勉強会(拘縮予防と改善)	ユニット会議・喀痰吸引安全委員会 身体拘束廃止に向けた取り組み 褥瘡対策委員会	消防機器取扱説明会 吸引実務者研修
3月	事故対策 緊急時対応 喉詰めと食事時ポジ ショニング	ユニット推進委員会・ユニット会議 身体拘束廃止に向けた取り組み・身体拘 束適正化検討委員会・喀痰吸引安全委員 会	各委員会次年度計画作 成・各マニュアルの見直 し、検討・見直し等の承認 吸引実務者研修
備考	園内外研修報告会随時実施	排泄委員会 随時	

第4章 栄養管理事業

1. 方針

- (1) 利用者の給与栄養目標量を設定し、提供していくものとする。
- (2) 自ら食して頂く様、自助具や食形態の工夫を行う。
- (3) 低栄養リスクの高い利用者に対して管理栄養士が当該利用者ごとの栄養状態・嗜好等を踏まえた栄養・食事調査等を行うなど改善に努める。
- (4) 個々に応じた食事の提供を行い、健康の保持・疾病の予防に努める。
- (5) 食べる意欲や楽しみを満たし、嗜好性に富んだ献立に努め QOL の維持・改善に努める。

2. 目標

- (1) 給与栄養基準に基づいた食品構成により、バランスの摂れた栄養量の給与をし、実給与栄養量の基準値達成に努める。
- (2) 利用者が満足する適切な給食の実施を心掛け、家庭の食事により近いものとし、変化に富んだ献立をたて、盛り付けや食器にも配慮し、行事食や各種祝い膳、郷土料理、野外食、季節感の演出により食事にアクセントをつける。
- (3) 適温適時での提供に努める。
- (4) やわらか食の充実をはかり、食事への満足を高め、全ての方が楽しみとした食事の提供に努める。
- (5) 栄養食事療法が必要な利用者に対し、制限食ではなく、おいしく食される治療食の提供を心がける。
- (6) 他部署との連携をとり、利用者の日頃の身体状況や体調の把握をし、個々に合った食事形態を検討し提供を行う。
- (7) 職員の専門的知識と実践的な能力を養い、調理技術を磨き作業能率の向上を計る。
- (8) 自主的に予習・復習を行い、安全・確実・容易・迅速・経済的な面を考え

ながら業務にあたる。

- (9) 食品及び器具設備の安全・衛生管理の徹底を行なうと共に、食中毒・感染症予防に努める。また、給食業務従事者の健康管理及び身だしなみを整え、事故防止に努める。

3. 日常食

(1) 食事時間

朝食	通期	8:00～9:00
昼食	通期	12:00～13:00
昼間食	通期	15:00～15:30
夕食	通期	17:00～18:00

(2) 食事摂取基準

エネルギー	1500kcal	蛋白質	50g	脂質	41g
カルシウム	650mg	鉄	6.0mg	レチノール当量	650 μg
ビタミンB	1.0mg	ビタミンB2	1.1mg	ビタミンC	100mg

(3) 食事の種類

主食	副食
普通食（おにぎり、パン）	普通食
二度炊き	大刻み
全粥	刻み（やわらか食）
ミキサー （スベラカーゼ）	ミキサー食 ムース食
重湯ゼリー	ゼリー食
経管栄養	

4. 行事食

- ・毎月1回 誕生会の誕生食
（4月～9月：巻き寿司または散らし寿司・10月～3月：刺身）
- ・毎月1日 赤飯（小豆飯）・煮しめ
- ・毎月15日 稻荷寿司または散らし寿司
- ・毎月1回日曜日 パン食（チーズ蒸しパン・たまご蒸しパン）
- ・毎月1回日曜日 パン食（ケアハウス）
- ・年2回 お楽しみバイキング（10月・2月：おやつ）
- ・年1回 選択食（3月）
- ・祝祭日 季節の行事食・祝い膳

5. 食生活改善のために

(1) 献立検討委員会（毎月1回）

各部署参加により、献立の検討及び利用者の身体状況や栄養状況等の情報交換を行い、改善策を話し合う事で、利用者により満足して頂ける食事サービスを行う。

(2) 嗜好調査（施設課・ケアハウス年2回、生きがい元気センター・デイサービス・配食サービス年1回）

栄養課職員による聞き取り調査、及び自己記入調査にて利用者の嗜好を把握し、献立に活かす事で、より良い食事の提供を行う。

(3) 栄養課研修（月2～3回）

調理技術・安全衛生・献立・栄養の専門的知識研修を行い、技術・資質の向上に努めるとともに職員間の意見交換の場を設け全体のレベルアップを図る。

(4) カンファレンスへの参加

カンファレンスに参加することで、多職種共同により、栄養改善、身体状況及び生活機能の維持・改善の観点から評価し、継続的な体質改善活動へと繋げ、利用者の要介護状態の予防や重度化の予防に貢献出来るように努める。

(5) 低栄養状態の改善

低栄養状態にある利用者に対し、管理栄養士が栄養ケア計画を作成、施設看護師、介護員と検討を行い、評価し改善を図る。

(6) 利用者学習会

生きがい元気センター、デイサービスにおいて、食中毒予防等の学習会を行い、食生活改善へ向けての栄養指導を行う。

令和2年度

栄養管理諸計画

	行 事 等		研 修 等	
	行事食	衛生管理等	職員資質向上	献立・調理技術
4月	花祭り（甘茶） 花見弁当	食品庫整理 栄養状況報告書	職員心得確認	業務の流れについて 野菜の切り方について 献立検討委員会
5月	端午の節句（弁当） 新茶会（新茶） 母の日（おはぎ）	食品庫整理 食中毒予防 浴槽水検査	ケアハウス嗜好調査 食中毒・衛生研修	個別対応食について 献立検討委員会
6月	父の日（おはぎ） 家族会総会（軽食）	食品庫整理 水質検査	施設課嗜好調査	お盆料理 夏向きおやつについて 献立検討委員会
7月	七夕（散らし寿し） 海の日（シーフードピラフ） 土用丑の日（鰻料理） 七夕バイキング（ケアハウス）	食品庫整理	災害時対応研修 市況調査	調味料の計量について 献立検討委員会
8月	夏祭り昼食会 納涼花火会（ケアハウス） お盆（お盆料理）	食品庫整理 下水大掃除	緊急時対応研修 デイサービス 嗜好調査	秋向きおやつについて 献立検討委員会
9月	防災の日（非常食） 重陽の節句（栗ご飯） 敬老の日（弁当） お彼岸（おはぎ）	食品庫整理 備品点検 水質検査	生きがい元気センター 嗜好調査	研修試食会 献立検討委員会
10月	体育の日（きのこご飯） お楽しみバイキング（施設）	食品庫整理	ケアハウス嗜好調査	冬向きおやつについて 献立検討委員会
11月	文化の日（山菜混ぜご飯）	食品庫整理 食中毒予防 浴槽水検査	施設課嗜好調査 衛生研修	クリスマス・お節料理について 献立検討委員会
12月	冬至（南瓜料理） クリスマス会（ケーキ） 年越しソバ	食品庫整理 下水大掃除・年末大掃除 水質検査	配食サービス 嗜好調査	麺料理について 献立検討委員会
1月	元旦（お節料理） 七草（七草粥） 鏡開き（ぜんざい） 小正月（小豆粥）	食品庫整理	クリスマス おせち料理の反省	介護食について 献立検討委員会
2月	節分（巻き寿司、大豆料理） 旧元旦（お節料理） バレンタイン（チョコレート） お楽しみバイキング（施設）	食品庫整理	市況調査	ひな祭り料理 春向きおやつについて 献立検討委員会
3月	桃の節句（弁当、甘酒） ホワイトディ（クッキー） 選択食 お彼岸（ぼたもち）	食品庫整理 給食室総点検・備品点検 水質検査	2年度反省 新年度目標	献立・調理の見直し 献立検討委員会

第5章 指定通所介護事業 (デイサービスセンター)

1. 目的

要介護状態にある者が、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練、口腔機能の向上・栄養改善を行い、社会的孤独感の解消、心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 指定通所介護のサービスに当っては、関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービス、居宅介護支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする
- (2) 寝たきり状態を防ぎ、楽しくデイサービスに来ていただく。
- (3) 他施設等各関係団体との連携強化を行う。
- (4) ボランティア等人的資源の確保を行う。
- (5) 利用者の笑顔が多く見られる介護を行う。
- (6) 併設施設との協力体制・交流の充実を図る。
- (7) 園内外の研修に参加し介護の質の向上に努める。
- (8) ご家族の介護負担軽減が出来る様、支援する。

3. 実施地域

宇城市の一部（三角町・不知火町）・上天草市の一部（大矢野町）

4. 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な支援及び機能訓練・口腔機能の向上、栄養改善を行う。

5. 利用対象者

要介護状態にある方

6. 標準利用定員

1日当り 45人(介護予防通所介護・日常生活支援総合事業含む)

7. 事業・サービス内容

- ①健康チェック、相談
- ②送迎
- ③入浴

- ④食事（ソフト食、糖尿食、選択食）
- ⑤機能訓練（個別訓練）
- ⑥遊びリレーションを加えた各種の行事、活動
- ⑦活動の選択

8. 利用料（1日当り）

通常規模型通所介護

要介護1	558 単位
要介護2	660 単位
要介護3	761 単位
要介護4	863 単位
要介護5	964 単位

※入浴加算 50 円

※サービス提供体制強化加算(I)イ 18 単位/回

食費 ～ 500 円

介護職員処遇改善加算 I 利用月の総単位数に応じて算定
(1000 分の 59)

介護職員等特定処遇改善加算 I 利用月の総単位数に応じて算定
(1000 分の 12)

個別機能訓練加算 I 46 単位/回

9. 日課表

時間	
8:30	送迎
10:00	受け入れ、接茶、うがい 健康チェック、談話
10:30	入浴、全体体操、ふれあいタイム
11:40	嚥下体操
12:00	昼食、休憩、うがい
13:00	入浴、機能訓練
13:45	活動及び季節の行事
15:00	おやつ
15:15	帰りの会
15:30	送迎、清掃
17:00	ミーティング、記録

10. 活動メニュー

利用者個人が身体的機能・嗜好に応じて活動メニューを選択する。具体的に、もの作り、心と身体の運動、季節の行事、栄養教室、ガーデニング、ビデオ鑑賞カラオケなどを選択して活動していただく。

11. 利用者の健康管理

- (1) 健康チェックの実施
 - ①一般状態の観察
 - ②体温・脈拍・血圧測定
- (2) 個々に応じた相談・助言
- (3) 環境整備による危険防止
- (4) 個別処遇評価及び実施

1 2. 機能訓練

機能訓練士（理学療法士及び看護師）による機能訓練を実施し、病気や怪我により喪失した心身の機能回復・維持を図り、楽しみながら体を動かし、遊びリテーション・音楽リハ等を組み入れ、生きがいを持った生活を送れるよう支援を行う。

1 3. 各種行事

季節感を味わいながら仲間づくりを図る。また、天気や気温状態、利用者の健康状態等をみて散歩、日光浴、ドライブ等を随時取り入れる。

1 4. 研修・会議等

園内研修及び園外研修等によって、福祉職員としての資質向上を図る。

1 5. 苦情処理体制・常設の窓口担当者を設置する。

窓口：宇城市三角町里浦 2855-5

T E L : 0964-54-1100

F A X : 0964-54-1102

担当者：中田 陽一郎（管理者）

片山 仁司（生活相談員）

介護予防・日常生活支援総合事業

1. 目的

要支援状態となった高齢者に対して、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに当っては、関係市町村及び、地域の保健、医療、福祉サービス、地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 一人ひとりにあったケアプランの作成を行う。
- (3) 身体機能の維持・向上を図る。
- (4) 併設施設との協力体制・交流の充実
- (5) 他施設、各団体との連携強化

3. 実施地域

宇城市

4. 運営方針

- ①事業所の従事者は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、支援及び機能訓練を行います。
- ②本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ③事業所は、正当な理由なく指定介護予防通所介護の提供を拒みません。

5. 利用対象者

要支援認定を受けている者又は宇城市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者

6. 標準利用定員

1 日当り 45 人(通所介護・介護予防通所介護を含む)

7. 事業・サービス内容

- ①運動器機能向上（機能訓練やリハビリ等専門的な知識、経験を有する職員の配置）
- ②各種の行事、活動（別紙参照）

- ③定期的な評価の実施、提出
- ④地域リハ・広域支援センターへの評価提出協力
- ⑤個別の支援計画を作成。
- ⑥可能な範囲で要支援利用者の利用日を集約すること。

8. 利用料 (一回あたり) 利用者負担額

要支援 1 500 単位

要支援 2 500 単位

※入浴・送迎込み

食費 ～ 500 円

9. 日課表

時間	
8:30	送迎
10:00	受け入れ、うがい、接茶 健康チェック、談話
10:30	入浴、体操、ふれあいタイム
11:40	嚥下体操
12:00	昼食、うがい、休憩
13:00	入浴、趣味活動
13:45	活動及び季節の行事
15:00	おやつ
15:15	帰りの会
15:30	送迎、清掃
17:00	ミーティング、記録

10. 選択メニュー及び活動

運動器機能向上、各種行事、趣味活動。

11. 利用者の健康管理

通所介護・介護予防通所介護に準ずる。

12. 研修・会議等

通所介護・介護予防通所介護に準ずる。

13. 各種行事

季節感を味わいながら仲間づくりを図る。また、天気や気温状態、利用者の健康状態等をみて散歩、日光浴、ドライブ等を随時取り入れる。

14. 苦情処理体制・常設の窓口担当者を設置する。

通所介護・介護予防通所介護に準ずる。

令和2年度 通所介護・年間活動計画

令和2年 4月 1日

	ものづくり	心と身体の運動	季節の行事	栄養教室	鑑賞	今月の歌
4月	カレンダー製作	室内ゲーム 誕生会	桜花見ドライブ (思い出作り)		ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	青い山脈
5月	カレンダー製作 鯉のぼり製作	利用者学習会(食中毒について) 誕生会	継続利用表彰		ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	おぼろ月夜
6月	カレンダー製作 七夕製作・飾り付け	脳活性リハ 誕生会	あじさい見学 (思い出作り)	おやつ作り (ドラ焼き)	ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	みかんの花咲く丘
7月	カレンダー製作 夏祭り準備	熱中症について 誕生会			ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	われは海の子
8月	カレンダー製作 夏祭り準備	誕生会	夏祭り (思い出作り)		ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	浜辺の歌
9月	カレンダー製作 運動会準備	誕生会	敬老の日の集い	おやつ作り (紅白万十)	ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	あゝ人生に涙あり
10月	カレンダー製作 運動会準備	利用者学習会(感染対策について) 誕生会・室内ゲーム	運動会 (思い出作り)		ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	赤とんぼ
11月	カレンダー製作	室内ゲーム 誕生会	紅葉見学	おやつ作り (いきなり団子)	ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	もみじ
12月	カレンダー製作 絵馬作り	誕生会	クリスマス会 (思い出作り)		ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	いい湯だな
1月	カレンダー製作 節分準備	利用者学習会(感染対策について) 誕生会	初詣		ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	富士山
2月	カレンダー製作 雛祭り準備	利用者学習会(機能訓練について) 誕生会	節分の集い		ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	たき火
3月	カレンダー製作	誕生会	桜花見ドライブ (思い出作り)	おやつ作り (お好み焼き)	ビデオ鑑賞 音楽鑑賞	春の小川

※運動レク、季節に応じた活動を行い、利用者様に寄り添った介護を実践し、運動機能向上を図る。
 ※午前中はホール内で全体の体操を行い、ふれあいタイム(髭剃り、爪切り等)を実施する。

令和2年度 デイサービスセンター会議・研修・介護者教室

	事業所内研修	他事業所との連絡会議	介護者教室 (利用者学習会)
4月	事業所内研修(片山) 接遇マナー・苦情相談について ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
5月	ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
6月	事業所内研修(中野) 介護予防・総合事業について ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	食中毒について (栄養課)
7月	ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
8月	事業所内研修(中山) 認知症・食事ケアについて ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
9月	ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
10月	事業所内研修(古澤) 身体拘束・健康管理について ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
11月	事業所内研修(安田) 事故・防災について ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	感染対策について (看護師)
12月	ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
1月	事業所内研修(荒竹マ) 利用者のプライバシー保護について ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	
2月	ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	健康体操 (足腰鍛えて健康寿命を延ばそう) (機能訓練指導員)
3月	事業所内研修(村上) 次年度活動計画について ケースカンファレンス	サービス担当者会議 情報交換会	

※ケースカンファレンスについては、随時行う(評価月)

第6章 指定訪問入浴介護事業

1. 目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護を提供することを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 指定訪問入浴介護のサービスに当たっては、関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。
- (2) 正当な理由なく指定訪問入浴介護の提供を拒まない。
- (3) 他施設等各関係団体との連携強化。
- (4) 家族、地域住民に対する啓蒙活動。
- (5) 併設施設との協力体制・交流の充実。

3. 実施地域

宇城市の一部（三角町・不知火町）・上天草市の一部（大矢野町）・宇土市

4. 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

5. 利用対象者

要介護状態にある、自宅の浴槽での入浴が困難な方。

6. 事業・サービス内容

(1)基本事業

- ①入浴車による入浴、あるいはその介助。
- ②清拭又は部分浴（洗髪、陰部・手部・足部等の洗浄をいう。）

7. 利用料（1回当たり）

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| ①看護職員1人及び介護員2人での対応 | 1,250単位 |
| ②医師の意見確認の上での介護員3人での対応 | 上記の95/100 |
| ③全身入浴困難時の希望による清拭又は部分浴 | 上記の70/100 |
| ④中山間地域等における小規模事業所加算 | 所定単位数の10%を加算 |
| ⑤中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供所定単位数の5%を加算 | |
| ⑥介護職員処遇改善加算Ⅰ 利用月の総単位数に応じて算定 | (1000分の34) |
| ⑦介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 利用月の総単位数に応じて算定 | (1000分の15) |

⑧サービス提供体制加算 I (介護福祉士 3 割以上又は 5 割以上の場合) 24 単位/回

8. 利用日

火、金曜日 (1月1日～1月3日除く)

9. 利用者の健康管理

(1) 健康チェックの実施。

①一般状態の観察

②体温・脈拍・血圧測定

(2) 個々に応じた相談、助言。

(3) 環境整備による危険防止。

(4) 個別処遇評価及び実施。

10. 研修・会議等

会議・研修計画表に基づいた園内研修及び諸園外研修等によって、福祉施設職員としての資質の向上を図る。

11. 苦情処理体制・常設の担当者を設置する。

窓口：宇城市三角町里浦 2855-5

T E L : 0964-54-1100

F A X : 0964-54-1102

担当者：中田 陽一郎 (管理者)

指定介護予防訪問入浴介護事業

1. 目的

要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提供することを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護のサービスに当たっては、関係市町村及び、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。
- (2) 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒まない。
- (3) 他施設等各関係団体との連携強化。
- (4) 家族、地域住民に対する啓蒙活動。
- (5) 併設施設との協力体制・交流の充実。

3. 実施地域

訪問入浴介護に準ずる。

4. 運営方針

要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

5. 利用対象者

要支援状態にある、自宅の浴槽での入浴が困難な者。

6. 事業・サービス内容

訪問入浴介護に準ずる。

7. 利用料（1回当たり）

- | | |
|--|------------|
| ①看護職員1人及び介護員1人での対応 | 834 単位 |
| ②医師の意見確認の上での介護員2人での対応 | 上記の 95/100 |
| ③全身入浴困難時の希望による清拭又は部分浴 | 上記の 70/100 |
| ④中山間地域等に居住する利用者へサービスを提供した場合、1回につき
所定単位数の5%を加算 | |
| ⑤介護職員処遇改善加算Ⅰ 利用月の総単位数に応じて算定（1000分の34） | |
- ※新加算～サービス提供体制加算Ⅰ（介護福祉士3割以上又は5割以上の場合）
24 単位/回

※宇城市外に於いては各自治体の料金設定となる。

8. 利用日
訪問入浴介護に準ずる。
9. 利用者の健康管理
訪問入浴介護に準ずる。
10. 研修・会議等
訪問入浴介護に準ずる。
11. 苦情処理体制・常設の窓口担当者を設置する。
訪問入浴介護に準ずる。

第7章 指定訪問介護事業

1. 目的

要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 指定訪問介護のサービスに当たっては、関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (2) 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まない。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (4) 家族、地域住民に対する啓蒙活動及びボランティア等人的資源確保。
- (5) 他施設等各団体との連携強化、併設施設との協力体制、交流の充実。
- (6) 資格取得に努め職員の質の向上に努める。
- (7) 当事業所の存在をアピールし、新規利用者の獲得を目指す。

3. 実施地域

宇城市一部（三角町、不知火町）・上天草市一部（大矢野町）・宇土市の一部

4. 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護サービスの入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の援助を行う。

5. 利用対象者

要介護状態にある高齢者

6. 事業、サービス内容

- (1) 身体介護（入浴介助、排泄介助、食事介助、体位変換、通院介助、見守りの家事支援）
- (2) 生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物）

7. 利用料

時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 30分増す毎に +83単位
身体介護	166単位	249単位	395単位	577単位
時間	20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	182単位	224単位		

別途加算

身体介護	
・2人体制派遣	×200/100
・夜間・早朝派遣	+25/100
・深夜帯派遣	+50/100
・特別地域訪問介護	+15/100
・緊急時訪問介護加算	100単位/回
・同一建物の利用者へサービスを行う場合	×90/100
初回加算 200単位/月	
処遇改善加算(I)	
特定処遇改善加算(I)	
特定事業所加算(II)	

8. 利用日

月曜日から日曜日まで毎日

9. 利用者の健康管理

- (1) 健康状態の確認
- (2) 個々に応じた相談、助言
- (3) 環境整備による危険防止
- (4) 個別処遇評価及び実施

10. 研修、会議等

会議、研修計画表に基づいた園内研修及び園外研修等によって、福祉職員としての向上を図る。

11. 苦情処理体制

ヘルパーセンター内に常設の窓口、担当者を配置する。

窓口：宇城市三角町里浦2855-5

TEL：0964-54-1100

FAX：0964-54-1102

担当者：斉藤 由紀子（管理者） 不在時：宮崎 ミチ子（サービス提供責任者）

指定介護予防・日常生活支援総合事業

1. 目的

要支援状態となった高齢者に対して、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び身体介護を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 介護予防・日常生活支援のサービスに当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (2) 正当な理由なく指定介護予防・日常生活支援の提供を拒まない。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (4) 家族、地域住民に対する啓蒙活動及びボランティア等人的資源確保
- (5) 他施設等各団体との連携強化、併設施設との協力体制、交流の充実
- (6) 資格取得に努め職員の質の向上に努める。

3. 実施地域

宇城市一部（三角町、不知火町）

4. 運営方針

要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を個人らしく営むことができるよう、必要な身体介護や生活援助を行う。

5. 利用対象者

要支援状態にある高齢者等（事業対象者・要支援1・2）

6. 事業、サービス内容

- (1) 身体介護（入浴介護、排泄介助、食事介助、整容、体位変換等）及び生活援助
- (2) 生活支援（調理、洗濯、掃除、買い物等）*訪問サービスAは生活援助のみ

7. 基本報酬

- | | | | |
|--------------------|-------|-----------|-------------|
| (1) 介護予防訪問介護相当サービス | 267/回 | (身体・生活) | 45分以上60分以内 |
| (2) 生活援助型訪問サービスA | 201/回 | (生活援助) | 45分まで |
| 別途加算 初回加算（新規） | 200/月 | 処遇改善加算（I） | 特定処遇改善加算（I） |

8. 利用日 月曜日から日曜日まで毎日

9. 利用者の健康管理

- (1) 健康状態の確認
- (2) 個々に応じた相談、助言
- (3) 環境整備による危険防止
- (4) 個別処遇評価及び実施

10. 研修、会議等

会議、研修計画表に基づいた園内研修及び園外研修等によって福祉職員としての向上を図る。

11. 苦情処理体制

ヘルパーセンター内に常設の窓口、担当者を配置する。

窓口：宇城市三角町里浦2855-5

TEL：0964-54-1100

FAX：0964-54-1102

担当者： 斉藤 由紀子（管理者） 不在時： 宮崎 ミチ子（サービス提供責任者）

第 8 章 身体障害者居宅支援事業

1. 目的

当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除その他等の家事並びに生活等に関する相談及び助言生活全般にわたる援助を適切に行うことを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (2) 地域との結びつきを重視し市町村・他の居宅支援事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (3) 職員の質の向上に努める。

3. 実施地域

宇城市の一部（三角町、不知火町、松橋町）・上天草市の一部（大矢野町）
・宇土市の一部

4. 運営方針

ご利用者の心身の特性をふまえて、その方の能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう援助する。

5. 利用対象者

身体障害者福祉法に定めるところの身体障害者

6. サービス内容

- ・身体介護
- ・生活援助

7. 料金

規定に準ずる

8. 利用日

月曜日～日曜日までの毎日

9. 利用者の健康管理

- ・健康状態の確認
- ・相談・助言
- ・環境整備
- ・個別ケアプラン作成と評価

10. 研修・会議等 計画書に基づいて実施

11. 苦情処理体制 ヘルパーセンター内に常設の窓口担当者を設置する。

窓口： 宇城市三角町里浦 2 8 5 5 - 5

TEL 0 9 6 4 - 5 4 - 1 1 0 0

FAX 0 9 6 4 - 5 4 - 1 1 0 2

担当者： 齊藤 由紀子（管理者）

不在時： 宮崎 ミチ子（サービス提供責任者）

第9章 指定訪問看護事業

1. 目的

当事業は、高齢化が進む中、加齢に加え様々な疾患により要介護になられた方や、在宅療養を行っている難病の方・重度障害者の方・末期癌の方などのQOLを確保し、病状に応じた看護を提供し、出来る限り自宅で利用者及び家族が望む生活が送れるように、介護保険制度・医療保険制度の趣旨に則って訪問看護を提供する。

2. 年度目標

- (1) 医療機関及び他関係機関へ、定期的な必要書類の提出や連携により構築してきた信頼関係を維持していく。
- (2) 医療・保健・福祉等の関係機関への迅速な対応による連携を図る。
- (3) ご利用者・ご家族様への関わりを大切に、温もりのある看護を提供する。
- (4) 訪問件数の状況に応じ、中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）を付ける。
- (5) 研修会への参加の機会を増やし、様々な症例への対応へ向けての自己研鑽を行い、医療機関との関わりの中で日々進歩する医療・看護の情報を獲得し、利用者への関わりを向上を図っていく。

3. 訪問対象地域

宇城市の一部（三角町・不知火町・松橋町）・上天草の一部（大矢野町）・宇土市

4. 運営方針

在宅生活を送られるにあたり、どのような状況の利用者や家族であっても、安心して在宅療養や介護を継続できるように、看護師としての専門性を活かし、心のこもった質の高い看護を提供し、利用者の尊厳を大切にされた在宅生活を送ることができるよう支援を行う。

5. 利用対象者

- ・医師が訪問看護を必要と認めた方。
- ・要介護認定を受けた、介護保険法によるサービスの対象者
- ・健康保険法による一般訪問看護の対象者
- ・難病、心身障がい者、生活保護等の対象者

6. 事業・サービス内容

- (1) 日常生活の看護
- (2) 診療の補助業務
- (3) 療養生活および健康についての相談
- (4) 看護師による在宅でのリハビリテーション

- (5) 精神、心理面の看護
- (6) 認知症の看護
- (7) 家族介護者の支援
- (8) 住宅改修についての助言
- (9) 社会資源の活用についての相談援助

7. 介護保険給付サービス（1割）

- ・ 20分未満の場合 [312単位]
- ・ 30分未満の場合 [469単位]
- ・ 30分以上60分未満の場合 [819単位]
- ・ 60分以上90分未満の場合 [1122単位]
- ・ 90分以上の場合（特別管理加算Ⅰ・Ⅱが対象） [300単位/回]
- ・ 複数名訪問看護加算（Ⅰ） [30分未満：254単位 ・ 30分以上：402単位]
- ・ 複数名訪問看護加算（Ⅱ） [30分未満：201単位 ・ 30分以上：317単位]
- ・ 准看護師対応、同一や隣接建物・集合住宅減算の場合 [90/100]
- ・ 夜間・早朝派遣 [+25/100]
- ・ 深夜派遣 [+50/100]
- ・ 緊急時訪問看護加算 [574単位/月]
- ・ 特別管理加算（Ⅰ） [500単位/月]

（在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態）

- ・ 特別管理加算（Ⅱ） [250単位/月]
（在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥創の状態）
- ・ ターミナルケア加算 [死亡月に2000単位]
（死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケア）
- ・ 主治医の特別指示による頻回の訪問・・・指示日から14日間は算定しない
- ・ 中山間地域等における小規模事業所加算（規模） [+10/100]
（適応の期間は各月の利用料に10%加算。但し、緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算・初回加算等は対象とならない）
- ・ 看護体制強化加算（Ⅰ） [600単位/月]
- ・ 看護体制強化加算（Ⅱ） [300単位/月]
（充実したサービス提供体制が整っているとみなされる一定要件を満たした場合）
- ・ 初回加算（新規） [300単位/月]
（新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定する）
- ・ 退院時共同指導加算 [800単位/月]
（病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回に限り算定する）

8. 医療保険

全般

[1割負担から3割負担]

9. 訪問回数

- (1) 介護保険は訪問回数の制限なし。
- (2) 医療保険全般の訪問回数は、週3回まで
- (3) 次の場合は、長寿医療制度・健康保険法の規定により週3回を超える訪問が可能。
 - ・急性増悪等により、一次的に頻回の訪問看護を行う旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合には、当該指示書の交付日から14日間の訪問が出来る。
 - ・療養上、特別な管理が必要な状態の方。(要件あり)

10. 営業日および営業時間

- ・営業日 月曜日から土曜日（*利用状況により、相談に応ずる。）
- ・営業時間 8：30～17：30
- ・その他 利用者の状況により24時間対応体制とする。必要に応じて、緊急訪問及びかかりつけ医師への連絡を行う。

11. 他機関との連携

(1) 市町村との連携

地域に根ざした事業として、医療・保健・福祉及び民間在宅ケアサービスの提供主体などと連携を図る。

(2) かかりつけ医師との連携

かかりつけ医師の指示書に基づき適切な看護を提供できるよう、十分な連携を図る。

(3) サービス終了時の連携

サービス提供の終了に際し、御利用者及びその御家族等に適切な指導を行う。

12. 職員研修等

- ・施設外研修等には積極的に参加し、知識、技術の向上を図る。
- ・施設の機能を十分活用できるよう、他部署との連携を図る。
- ・職員間の情報の共有化、ミーティングの充実を図る。

13. 会議・研修計画

- ・施設内 研修報告会 月1回
- 情報交換会 月1回
- 部署内会議（利用者のケース検討含む） 月1回
- カンファレンス・サービス担当者会議 随時
- ・施設外 地域ケア連携研修会 2ヶ月/回
- 報酬改定説明会・集団指導・宇城圏域看護管理者業務検討会 . . . 適時

指定訪問看護事業（予防介護）

1. 目的

当事業は、高齢化が進む中加齢や様々な疾患により要支援状態になられた方に対し、介護予防を念頭に置き、病状の進行やADLの低下を来たさないように、利用者の状態に応じた看護を提供し、本人の残存機能を生かし自宅で自立した生活が送れるようにサービス提供を行う。

2. 年度目標

- (1) 要支援状態から要介護状態への移行を防ぐ「介護予防」を念頭に置き支援を行う。
- (2) 医療・保健・福祉等の関係機関への迅速な対応と、顔の見える連携を図る。
- (3) 御利用者・御家族様との関わりを大切にし、温もりのある看護を提供する。
- (4) 医療・保健・福祉等の関係機関へ実績と信用を積み重ね、依頼獲得に繋げる。
- (5) 訪問件数の状況に応じ、中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）を付ける。
- (6) 研修会への参加の機会を増やし、様々な症例への対応へ向けての自己研鑽や、医療機関との関わりの中で日々進歩する医療・看護の情報を獲得し、利用者との関わりの上を図っていく。

3. 訪問対象地域

宇城市の一部（三角町・不知火町・松橋町）②上天草の一部（大矢野町）③宇土市

4. 運営方針

利用者や御家族が安心して在宅生活を送ることができるように、適切な看護や介護の提供を行い、利用者にとって尊厳のある生活を目標に支援を行う。

5. 利用対象者

- ・ 医師が訪問看護を必要と認めた方。
- ・ 要支援認定を受けた、介護保険法によるサービスの対象者
- ・ 健康保険法による一般訪問看護の対象者
- ・ 難病、心身障がい者、生活保護等の対象者

6. 事業・サービス内容

- (1) 日常生活の看護
- (2) 診療の補助業務
- (3) 療養生活および健康についての相談
- (4) 看護師による在宅でのリハビリテーション
- (5) 精神、心理面の看護
- (6) 認知症の看護

- (7) 家族介護者の支援
- (8) 住宅改修についての助言
- (9) 社会資源の活用についての相談援助

7. 介護保険給付サービス（1割）

- ・ 20分未満の場合 [301単位]
- ・ 30分未満の場合 [449単位]
- ・ 30分以上60分未満の場合 [790単位]
- ・ 60分以上90分未満の場合 [1084単位]
- ・ 90分以上の場合（特別管理加算Ⅰ・Ⅱが対象） [300単位/回]
- ・ 複数名訪問看護加算（Ⅰ） [30分未満：254単位 ・ 30分以上：402単位]
- ・ 複数名訪問看護加算（Ⅱ） [30分未満：201単位 ・ 30分以上：317単位]
- ・ 准看護師対応、同一や隣接建物・集合住宅減算の場合 [90/100]
- ・ 夜間・早朝派遣 [+25/100]
- ・ 深夜派遣 [+50/100]
- ・ 緊急時訪問看護加算 [574単位/月]
- ・ 特別管理加算（Ⅰ） [500単位/月]

（在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態）

- ・ 特別管理加算（Ⅱ） [250単位/月]

（在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥創の状態）

- ・ 主治医の特別指示による頻回の訪問・・・指示日から14日間は算定しない
- ・ 中山間地域等における小規模事業所加算（規模） [+10/100]

（適応の期間は各月の利用料に10%加算。但し、緊急時訪問看護加算・特別管理加算・初回加算等は対象とならない）

- ・ 看護体制強化加算（Ⅱ） [300単位/月]

（充実したサービス提供体制が整っているとみなされる一定要件を満たした場合）

- ・ 初回加算（新規） [300単位/月]

（新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月に算定する）

- ・ 退院時共同指導加算 [800単位/月]

（病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回に限り算定する）

8. 医療保険

全般

[1割負担から3割負担]

9. 訪問回数

- (1) 介護保険は訪問回数の制限なし。
- (2) 医療保険全般の訪問回数は、週3回まで。
- (3) 次の場合は、長寿医療制度・健康保険法の規定により週3回を超える訪問が認められる。
 - ・急性増悪等により、一次的に頻回の訪問看護を行う旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合には、当該指示書の交付日から14日間の訪問が出来る。
 - ・療養上、特別な管理が必要な状態の方。(要件あり)

10. 営業日および営業時間

- ・営業日 月曜日から土曜日（*利用状況により相談に応ずる。）
- ・営業時間 8：30～17：30
- ・その他 利用者の状況により24時間対応体制とする。必要に応じて、緊急訪問及びかかりつけ医師への連絡を行う。

11. 他機関との連携

- (1) 市町村との連携
地域に根ざした事業として、医療・保健・福祉及び民間在宅ケアサービスの提供主体などと連携を図る。
- (2) かかりつけ医師との連携
かかりつけ医師の指示書に基づき適切な看護を提供できるよう、十分な連携を図る。
- (3) サービス終了時の連携
サービス提供の終了に際し、ご利用者及びそのご家族等に適切な指導を行う。

12. 職員研修等

- (1) 施設外研修等には積極的に参加し、知識、技術の向上を図る。
- (2) 施設の機能を十分活用できるよう、他部署との連携を図る。
- (3) 職員間の情報の共有化、ミーティングの充実を図る。

13. 会議・研修計画

① 施設内

研修報告会	月1回
情報交換会	月1回
部署内会議（利用者のケース検討含む）	月1回
カンファレンス・サービス担当者会議	随時

② 施設外

地域ケア連携研修会	2ヶ月/回
報酬改定説明会・集団指導・宇城圏域看護管理者業務検討会	適時

令和2年度 年間活動計画

豊洋園訪問看護ステーション

月	部署内会議等	法人内会議等	その他
4月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	
5月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	地域ケア連携研修会 訪看報酬改定説明会 (看協会主催)
6月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	宇城圏域看護管理者業務検討会 (保健所主催) 訪看事業者等集団指導
7月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	地域ケア連携研修会
8月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	
9月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	地域ケア連携研修会
10月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	
11月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	地域ケア連携研修会 宇城圏域看護管理者業務検討会 (保健所主催)
12月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	
R3 1月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	地域ケア連携研修会 宇城圏域看護管理者業務検討会 (保健所主催)
2月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	
3月	・訪問看護会議	・研修報告会 ・情報交換会	地域ケア連携研修会 介護報酬改定等説明会

*随時 : CC・サービス担当者会議

第10章 指定短期入所生活介護事業

1. 目的

要介護状態となられた利用者の、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

2. 年度目標

地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、居宅介護サービス計画に基づいた短期入所生活介護計画のもと、多職種協働によるケアの統一を図り、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが維持できるよう、サービスの提供に努める。

3. 実施地域

宇城市・上天草市・宇土市

4. 運営

社会福祉法人黎明福祉会が運営する、介護老人福祉施設豊洋園によって運営にあたる。

5. ベッド数

17床(介護予防短期入所生活介護事業と一体的に運営)
入居者の入院による空きベッドの活用

6. 利用対象者

要介護状態にある利用者の心身の状況若しくはその家族の都合により、一時的に居宅において日常生活を営むことが困難である者に対してサービスを提供する。

7. 処遇内容

短期入所生活介護事業所運営規定に準ずる。

8. 利用料(利用者負担金)

重要事項説明書に準ずる。

指定介護予防短期入所生活介護事業

1. 目的

要支援状態となられた利用者の、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援者に対し、適切な予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

2. 年度目標

地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、居宅介護サービス計画に基づいた短期入所生活介護計画のもと、多職種協働によるケアの統一を図り、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが維持できるよう、サービスの提供に努める。

3. 実施地域

宇城市・上天草市・宇土市

4. 運営

社会福祉法人黎明福祉会が運営する、介護老人福祉施設豊洋園によって運営にあたる。

5. ベッド数

17床(短期入所生活介護事業と一体的に運営)

入居者の入院による空きベッドの活用

6. 利用対象者

要支援状態にある利用者の心身の状況若しくはその家族の都合により、一時的に居宅において日常生活を営むことが困難である者に対してサービスを提供する。

7. 処遇内容

介護予防短期入所生活介護事業所運営規定に準ずる。

8. 利用料(利用者負担金)

重要事項説明書に準ずる。

指定短期入所生活介護事業（ユニット豊洋）

1. 目的

要介護状態となられた利用者の、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

2. 年度目標

地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、居宅介護サービス計画に基づいた短期入所生活介護計画のもと、多職種協働によるケアの統一を図り、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが維持できるよう、サービスの提供に努める。

3. 実施地域

宇城市・上天草市・宇土市

4. 運営

社会福祉法人黎明福祉会が運営する、ユニット豊洋にて運営にあたる。

5. ベッド数

入居者の入院による空きベッドの活用。

6. 利用対象者

要介護状態にある利用者の心身の状況若しくはその家族の都合により、一時的に居宅において日常生活を営むことが困難である者に対してサービスを提供する。

7. 処遇内容

ユニット豊洋短期入所生活介護事業所運営規定に準ずる。

8. 利用料（利用者負担金）

重要事項説明書に準ずる。

指定介護予防短期入所生活介護事業（ユニット豊洋）

1. 目的

要支援状態となられた利用者の、心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援者に対し、適切な（予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

2. 年度目標

地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、居宅介護サービス計画に基づいた短期入所生活介護計画のもと、多職種協働によるケアの統一を図り、住み慣れた地域で、その人らしい暮らしが維持できるよう、サービスの提供に努める。

3. 実施地域

宇城市・上天草市・宇土市

4. 運営

社会福祉法人黎明福祉会が運営する、ユニット豊洋にて運営にあたる。

5. ベッド数

入居者の入院による空きベッドの活用。

6. 利用対象者

要支援状態にある利用者の心身の状況若しくはその家族の都合により、一時的に居宅において日常生活を営むことが困難である者に対してサービスを提供する。

7. 処遇内容

ユニット豊洋予防短期入所生活介護事業所運営規定に準ずる。

8. 利用料（利用者負担金）

重要事項説明書に準ずる。

第 1 1 章 居宅介護支援事業

1. 目的

当事業所は、介護保険法の趣旨に従い、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択にもとづく居宅介護サービス計画を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整その他のサービスを行うことを目的とする。

要介護者が、医療機関への入院や介護保険施設に入所を希望する場合には、選択に必要な情報の提供、病院・施設への紹介を行うものとする。

2. 年度目標

- (1) 利用者及びその他住民の制度理解を含め、必要な介護サービスの利用が安心して円滑に出来るように援助する
- (2) 各関係医療機関及びサービス提供機関との連絡調整・情報交換等を深め、より適切・円滑なサービス提供の充実を図る
- (3) 要介護認定等に係る保険者への協力及び利用者への援助
- (4) 苦情受付・処理体制の充実
- (5) より適切なサービス提供、自立に向けた居宅介護サービス計画の作成、自己研鑽の継続
- (6) 認知症高齢者の理解のための定期的な学習
- (7) 地域ケア会議への参加・ケア会議の実施
- (8) 地域や福祉サービス利用者との勉強会
- (9) 法定研修等における実習受け入れ

3. 実施主体

社会福祉法人 黎明福祉会

4. 運営

豊洋園居宅介護支援センター

5. 利用対象者

介護保険第一号被保険者 第二号被保険者及びその家族等

6. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供に必要な連絡調整
- (3) 自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス

- 計画の実施状況の把握及び連絡調整等に必要な居宅訪問
(4) 要介護者等が介護保険施設の利用を希望する場合の紹介、その他便宜の提供

7. 実施地域

宇城市・上天草市の一部・宇土市

8. 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日～土曜日

営業時間 : 午前8:30～午後5:30

24時間対応 : 携帯電話 080-1706-7836

9. 利用料等

要介護の認定を受けた人…無料

要介護の認定を受けていない人…厚生労働大臣の定める基準額
(認定後償還払い)

通常の実施地域を超えて訪問する場合の交通費…実費

通常の実施地域を超えて訪問する場合に自動車を使用する場合
…1km当たり37円

10. サービス担当者会議の開催

(1) 開催

ケアプランの新規作成、要介護更新認定、要介護区分変更申請及び認定時等

(2) 開催の場所 : 原則として利用者自宅、豊洋園会議室等

(3) 出席者 : 本人、家族または代理人、主治医、サービス提供事業者、その他関係者、介護支援専門員、必要なケースについては、地域包括支援センター・行政担当者及び保健師等

(4) 会議の議題 : ①介護サービス原案についての検討・調整・確認 ②その他の問題点についての検討等 ③身体状況・生活状況の共有

※当会議において、利用者の個人情報を用いる場合には、本人または家族の同意をあらかじめ得るものとする。

11. 苦情処理体制

センター内に常設の窓口、担当者を設置する。

窓 口 : 熊本県宇城市三角町里浦2855-5

豊洋園居宅介護支援センター

T E L ・ 0964-54-1109 携 帯 ・ 080-1706-7836 F A X ・ 0964-54-1102

担当者 : ①中山 美枝 (介護支援専門員)

②荒竹 洋子 (介護支援専門員)・・・①不在時の受付

③濱田 加代子（介護支援専門員）・・・①不在時の受付

④福田 恒子（介護支援専門員）・・・①不在時の受付

⑤成松 照子（介護支援専門員）・・・①不在時の受付

※事業所内での対応困難な内容及び利用者からの希望があった場合には、保険者窓口
に依頼する。

※保険者窓口を介しても解決困難な場合には、国保連合会に申し立て出来る旨を伝
え、本人が国保連合会への申し立てを希望する場合にはそれに協力する。

※担当者は、苦情処理台帳に概要、処理結果を記載し、再発防止策を講ずる。

1 2. 秘密保持

(1) 職員は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密をほかに漏らさない。

(2) 職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を誓約する。

1 3. 損害賠償

(1) 居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村・利用者
の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講ずる。

(2) 居宅介護支援の提供により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償する。

1 4. 各関係機関及び各種専門職との連携

事業の目的に即した運営を行う為に必要な各関係機関及び各種専門職との連携
に努める。地域包括支援センターとの連携を図る。

(1) サービス事業所との情報交換会 第2金曜日 16:30~17:30

(2) 経営改善のための施設部・在宅部参加の全体会議 (月1回)

(3) 困難事例等のケース検討会

(4) 地域ケア会議等の参加

(5) 医療機関とのカンファレンスの参加

1 5. 職員研修等

当該事業の社会的使命を十分認識し、役割の遂行が出来るよう職員の資質向上の
為の研修等の機会を設ける。

令和2年度年間会議・研修計画

月	サービス担当者会議	ケア 会議	情報交換会	施設会議 研修等
4月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	毎週木曜日 17:00~17:30	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)中山
5月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)荒竹
6月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)濱田
7月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)福田
8月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)成松
9月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)中山
10月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)荒竹
11月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)濱田
12月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)福田
1月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)成松
2月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)中山
3月	当該月の介護サービス計画 立案に係る利用者	〃	第2金曜日 16:30~17:30	研修報告会 センター勉強会(担当)荒竹

第12章 豊洋園安否確認事業

1. 目的

当事業は地域貢献事業として、三角町及び不知火町に在住する高齢者の一人暮らし及び高齢者のみの夫婦の方が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

また、利用者が住み慣れた場所及び環境の中で、安全に生活できるように相談及び助言を行う。

2. 目標

- (1) 利用者及びその他住民の制度理解への啓蒙活動を行い、利用者が安心して生活できるように支援する。
- (2) 苦情受付、処理体制の充実
- (3) 新規開拓
- (4) 地域との連携、区長及び民生委員との連携

3. 実施主体

社会福祉法人 黎明福祉会

4. 運営

豊洋園在宅部

5. 利用対象者

三角町・不知火町在住の高齢者一人暮らし及び高齢者のみの夫婦

第 1 3 章 豊洋園高齢者買物支援事業

1. 目的

当事業は地域貢献事業として、三角町及び不知火町に在住する高齢者の一人暮らし及び高齢者のみの夫婦の方が地域において自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう支援する事を目的とする。

また、利用者が住み慣れた場所及び環境の中で、安全に生活出来る様、相談及び援助を行う。

2. 目標

- (1) 利用者及びその住民の制度理解への啓蒙活動を行い、利用者が安心して生活できるように支援する。
- (2) 苦情受付、処理体制の充実
- (3) 新規開拓
- (4) 地域との連携、区長及び民生委員との連携

3. 実施主体

社会福祉法人 黎明福祉会

4. 運営

豊洋園在宅部

5. 利用者対象者

三角町・不知火町在宅の高齢者一人暮らし及び高齢者のみの夫婦

6. 費用

無料とする。

第 1 4 章 配食サービス事業

1. 目的

ひとり暮らしの高齢者等に、食関連サービスの利用調整と配食サービスを行うことにより、食生活の改善と健康増進を図る。また、地域の見守り・安否確認を兼ねて配達をする。

2. 年度目標

利用者ごとの疾病・健康状態の把握をし、衛生的かつ安全で、栄養バランスの摂れた食事を利用者の身体状況に適した食形態で提供する。利用者の方の食べる意欲や生活の楽しみに繋がるような魅力のある弁当作成を行う。また、普段から会話によるコミュニケーションをとり、利用者の細かな変化に気付く事で安心して在宅で自立生活を送れるよう支援する。

3. 実施主体

社会福祉法人黎明福祉会

4. 運営

社会福祉法人黎明福祉会が設置する介護老人福祉施設豊洋園によって運営にあたる。

5. 利用対象者

三角町に住所を有する方で、おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯に該当し、かつ、自分で調理が出来ない方及び、栄養改善を必要とする方。

6. 利用料

一食当たり 400 円

7. サービスの実施

- (1) サービスの開始にあたり、申込書・承諾書の提出と本人の身体状況等の情報収集を必ず行う。承諾書に関しては、原本を綴り、コピーを本人へ渡す。
- (2) 弁当は、昼食及び夕食を提供する。
年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)と日曜日を休日とする。
- (3) 配食の献立は、栄養士の指示を受け、利用者の身体状況に適したものとす。

8. 献立の作成について

栄養士による、バランスの摂れた食事の提供。年間行事を盛り込んだ季節感のある変化に富んだ献立とし、彩り・盛り付けにも配慮を行ない、見た目でも楽しんでもらえるような弁当の作成をする。

また、個々の食事形態への対応を可能な限り行なっていく。

第15章 生きがい元気センター・福祉サービス事業

1. 目的

本サービスは、豊洋園独自のサービスであり、自立されている方もしくは要支援の認定を受けているが介護サービスを受けられない方々へ包括的な地域貢献を目指し、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の支援及び機能訓練、社会的孤独、孤立感の解消、心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 年度目標

- (1) 引きこもり状態を防ぎ、孤独、孤立感を感じることなく楽しく本サービスに来ていただく。
- (2) 他施設等各関係団体との連携強化を行う。
- (3) 利用者の笑顔が多く見られる支援を行う。
- (4) 併施設との協力体制・交流の充実を図る。
- (5) ご家族の介護負担軽減が出来る様、支援する。

3. 実施地域

宇城市の一部（三角町・不知火町）・上天草市の一部（大矢野町）

4. 利用対象者

自立、もしくは要支援認定を受けているが総合事業対象外となりサービスを受けられない方

5. 標準利用定員

1日当り最大30人程度

6. 事業・サービス内容

基本事業

- ①健康チェック、相談
- ②送迎
- ③入浴
- ④食事（ソフト食、糖尿食、選択食）
- ⑤機能訓練（個別訓練希望者のみ）
- ⑥遊びリテーションを加えた各種の行事、活動
- ⑦活動の選択

8. 利用料（1日当り）

利用料 1,200円（送迎、健康チェック、入浴、食事）

※但し、生きがい対象者は入浴介助又は個別機能訓練を実施される場合は、別途 300 円の追加とする。

※福祉サービス対象者については入浴介助又は個別機能訓練を希望される方は別途 300 円の追加とする。(実施しなかった場合でも 300 円の徴収とする)

9. 日課表

時間	
8:30	送迎
10:00	受け入れ、接茶、うがい 健康チェック、談話
10:30	入浴、体操、ふれあいタイム
11:40	嚥下体操
12:00	昼食、休憩、うがい
13:00	入浴、機能訓練
13:45	活動及び季節の行事
15:00	おやつ
15:15	帰りの会
15:30	送迎、清掃
17:00	ミーティング、記録

10. 活動メニュー

- ・利用者個人が身体的機能・嗜好に応じて活動メニューを選択する。
- ・もの作り、心と身体の運動、季節の行事、栄養教室、ガーデニング、ビデオ鑑賞、カラオケなどを選択して活動していただく。

11. 利用者の健康管理

- (1) 健康チェックの実施
 - ①一般状態の観察
 - ②体温・脈拍・血圧測定
- (2) 個々に応じた相談・助言
- (3) 環境整備による危険防止
- (4) 個別処遇評価及び実施

12. 機能訓練

当該サービス担当者による全体的な体操を実施し、病気や怪我により喪失した心身の機能回復・維持を図り、楽しみながら体を動かし、遊びリレーション・音楽リハ等を組み入れ、生きがいを持った生活を送れるよう支援を行う。理学療法士・看護師による個別機能訓練においては当日の利用者身体状況に応じて実施する。

13. 各種行事

季節感を味わいながら仲間づくりを図る。また、天気や気温状態、利用者の健康状態等を見て散歩、日光浴、ドライブ等を随時取り入れる。

14. 研修・会議等

園内研修及び園外研修等によって、福祉施設職員として資質の向上を図る。

15. 苦情処理体制・常設の窓口担当者を設置する。

窓口：宇城市三角町里浦 2855-5

T E L : 0964-54-1100

F A X : 0964-54-1102

担当者：村上 愉美子（生きがい管理者）

中田 陽一郎（通所介護管理者）

令和2年度 生きがい・福祉サービスマン年間活動計画

令和2年 4月 1日

	ものづくり	月間行事	季節の行事	料理教室	ガーデニング
4月	カレンダー製作 壁絵制作		桜花見ドライブ		
5月	カレンダー製作	利用者学習会(食中毒について)			季節の花植え (マリーゴールド)
6月	カレンダー製作 壁絵制作	脳活性リハ	あじさい見学 グルメツアー		
7月	カレンダー製作	利用者学習会(熱中症について)		おやつ作り (ドラ焼き)	
8月	カレンダー製作 壁絵制作		合同夏祭り		
9月	カレンダー製作	脳活性リハ	敬老の日の集い		季節の花植え (パンジー)
10月	カレンダー製作 壁絵制作		合同運動会	おやつ作り (お好み焼き)	
11月	カレンダー製作	室内ゲーム	紅葉見学 グルメツアー		
12月	カレンダー製作 絵馬作り	利用者学習会(感染対策について)	合同クリスマス会		
H30 1月	カレンダー製作	書初め	初詣		
2月	カレンダー製作 壁絵制作	利用者学習会(機能訓練について)	節分の集い		
3月	カレンダー製作		桜花見ドライブ		季節の野菜植え (ミニトマト)

※料理教室については季節の感染状況に合わせて実施するものとする。

第16章 ケアハウス・シービュー豊洋

1. 基本方針

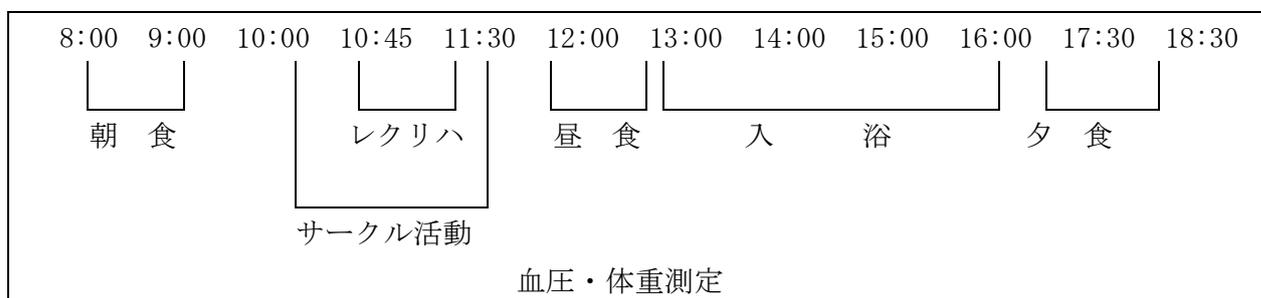
恵まれた自然環境と社会福祉法人黎明福祉会の持つ機能が十分に生かされ、健康で安定した生活並びに、自立した高齢期の生活に笑顔があふれ、穏やかな日々が継続できるよう努める。

2. 目標

- (1) 介護予防に重点をおき、健康管理の保持と安心された生活の提供
- (2) 地域包括支援センター、居宅介護支援センター等との連携。
- (3) 地域交流の推進
- (4) 職員の資質向上と効率的運営
- (5) 安全対策の充実
- (6) 施設サービスの充実。

3. 実施計画

- (1) 年間行事計画は別紙のとおり
- (2) 利用者の生活日課



- (3) 施設長を中心に、職員の連携と協調性を発揮し業務を進めるものとする。
- (4) 利用者の意志・人格を尊重し、個々の能力を重視し人として尊厳のある支援体制に努める。
- (5) 季節に応じた行事や日本の伝統行事を多く取り入れ、変化ある生活を楽しんで頂き、生きがいとなるよう支援していく。
- (6) レクリハ、サークル活動を通じて、心身の機能低下の防止を図り、利用者同士の交流の輪を広げ、共に助け合い、楽しめる環境に努める。
- (7) 保育園児や小中学生等との世代間交流を継続することや地域交流を図ることにより利用者の社会性を高めるとともに、生活の喜びと楽しみの機会を多く作れるよう支援する

(8) 利用者からの相談には、傾聴の姿勢を第一とし即対応する。

(9) 食事

- ① ハーフセルフ形態の配膳とし、3階食堂にて3食提供する事を基本とする。しかし健康上やむをえない状況においては、居室配膳やテーブル配膳を行う。
- ② 家庭的雰囲気을大事にした食事環境に心がける。
- ③ 嗜好調査を充実させ、栄養士による献立表を作成し、栄養バランスが良く、更に楽しんで召し上がって頂けるメニューに心がける。
- ④ 食前には、手洗いと液体消毒の噴霧により、衛生管理には十分注意をはらう。
- ⑤ 常に衛生面を考慮し、食中毒防止に努める。又食品衛生・管理に留意する。
- ⑥ 料理の外観・味・温度・バラエティーに富んだ献立等、充分考慮されたものとする。
- ⑦ 施設で収穫された旬の食物をとり入れることにより、季節感を味わって頂くものとする。
- ⑧ 利用者の自立支援と生きがいをづくりを目的とした、手作り弁当・おやつ作り・クッキングデイ等実施する。
- ⑨ ご利用者での炊飯を行う事により、より家庭的な生活を目指す。
- ⑩ 栄養士にて、毎週健康に関する栄養一口メモを利用者の方に提供し、栄養・健康に関心を持っていただく。また必要な方には、食事指導を実施し、個々に応じた食事を提供する。
- ⑪ 身体状況に応じた食形態を栄養士と相談して提供する。
- ⑫ 外食を実施する事により、楽しみの機会を作る。

(10) 入浴

温泉の効能を十分活用し、身体・心の健康維持・回復を図る。

- ① 入浴時間 月曜日～土曜日（日曜日のみ休み）
13:00～16:00
- ② 男性・女性別浴槽とする。
- ③ 時間外入浴は、3階浴室を使用していただく。
- ④ 身体機能の低下に応じ、介護サービスの利用やスタッフによる見守り支援を行う。
- ⑤ 気泡湯の提供を行い、足・腰の疼痛の緩和を図りマッサージ効果を得る。
- ⑥ 緊急事態に備えてナースコールを設置している。
- ⑦ 季節に応じ、菖蒲湯・ゆず湯の提供を行う

(11) 買い物 週1回木曜日実施

利用者間の親睦と楽しみの一環として、職員同行のもと活動車両にて

実施。また買い物に行かれない利用者に対しては、購入代行の支援や、移動販売（日用品、鮮魚、雑貨、ヤクルト等）の利用をして頂く。

4. 健康管理

- (1) 定期的な健康診断を実施し、疾病の予防と早期発見、早期治療を促進する。常に利用者の健康状態を注意深く観察するとともに、月1回体重測定・週1回血圧測定を行い利用者の健康状態の把握を行う。
- (2) 足・腰の疼痛がある方を対象に、本館でのマイクロ波・ホットパックの利用を促し、疼痛の緩和に努める。
- (3) 食事時に健康茶（薬草）を提供し健康の保持に努める。
- (4) 遊びリテーションを中心にしたレクリハを実施することにより自室での閉じこもりを少なくし、利用者同士の交流を多くする事で心身共に健康の維持を図れるよう支援する。また、運動機能を低下させることのないようにレクリハの内容を充実させる。
- (5) サークル活動（茶の湯・書の道）や、塗り絵等、利用者全員の方が参加していただくことにより、活性化を図る。
- (6) 外に出る機会を多く作る。
- (7) 害虫駆除や衛生点検などを実施することにより、環境・衛生の向上を図り伝染病の発生予防に努める。
- (8) 利用者自身が衛生面に対する認識を深め、安全に食事提供ができるようにする。
- (9) 脳いきいき勉強会・野菜作り等を行い、皆様がそれぞれに生きがい作りを行える機会を多く提供する。
- (10) 介護予防・認知症予防を目的としたレツツリハビリの充実、コグニサイズの導入や健口体操を実施し、健康的な生活を提供する。

5. 安全対策

- (1) 煙草等の火気の取り扱いに十分注意をはらい、火災発生予防に努める。
- (2) 災害時に備えて、避難訓練を実施し、避難行動を熟知していただくよう努める。
- (3) 非常通報設備や火災報知機などの消防設備取り扱いを熟知する。また定期点検を確実にを行い、事故防止に努める。
- (4) 交通事故防止についても常に注意を促し、身分証明書の発行を行い、利用者の安全確保に努める。

6. 相談・助言

- (1) 利用者の今までの生活環境・社会環境・心身の健康状態について充分アセスメントし、不安なく安心の日々が送れるよう支援する。

- (2) 居宅介護支援事業所及び各サービス事業所並び地域包括支援センターとの連携を図る。
- (3) 細切れのサービスの実施、家族対応が困難時の受診対応が出来るものとする。
- (4) 苦情解決の窓口を置き、対応する。

担当者 成松 照子

7. 緊急時の対応

- (1) 24時間昼夜を問わず、ナースコール・電話等にて即対応できるものとする。
- (2) 本館各部署との連携に努め、速やかに対応できるものとする。
- (3) 利用者の緊急連絡表を備え付ける。また緊急時対応マニュアルに基づきスムーズな対応ができるものとする。携帯電話を携帯することにより、業務の効率的な動きがとれるものとする。

8. 職員の資質向上

施設内外の研修会・勉強会等に積極的に参加し、専門的知識の習得並びに技術の向上を図るものとする。

9. その他

- (1) 関係機関・団体との連携を密に行い、運営の円滑化を図る。
- (2) 1階ターコイズフロアを広く住民に提供し地域福祉向上に貢献する。
- (3) ふれあい喫茶や地域交流スペースの行事に参加し、世代間を越えた交流の機会を得、心と体の健康維持を図る。
- (4) HDS-R 検査の実施にて早期に認知症の把握に努める。またマイエンディングノート作成を継続することにより、利用者個々の意思を確認、ご家族や関係機関との連携を図り支援する。

第16章 ケアハウス・シービュー豊洋

1. 基本方針

恵まれた自然環境と社会福祉法人黎明福祉会の持つ機能が十分に生かされ、健康で安定した生活並びに、自立した高齢期の生活に笑顔があふれ、穏やかな日々が継続できるよう努める。

2. 目標

- (1) 介護予防に重点をおき、健康管理の保持と安心された生活の提供
- (2) 地域包括支援センター、居宅介護支援センター等との連携。
- (3) 地域交流の推進
- (4) 職員の資質向上と効率的運営
- (5) 安全対策の充実
- (6) 施設サービスの充実。

3. 実施計画

- (1) 年間行事計画は別紙のとおり
- (2) 利用者の生活日課

8:00	9:00	10:00	10:45	11:30	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:30	18:30	
朝	食		レ	ク	リ	ハ	昼	食	入	浴	夕	食
		サークル活動										
血圧・体重測定												

- (3) 施設長を中心に、職員の連携と協調性を発揮し業務を進めるものとする。
- (4) 利用者の意志・人格を尊重し、個々の能力を重視し人として尊厳のある支援体制に努める。
- (5) 季節に応じた行事や日本の伝統行事を多く取り入れ、変化ある生活を楽しんで頂き、生きがいとなるよう支援していく。
- (6) レクリハ、サークル活動を通じて、心身の機能低下の防止を図り、利用者同士の交流の輪を広げ、共に助け合い、楽しめる環境に努める。
- (7) 保育園児や小中学生等との世代間交流を継続することや地域交流を図ることにより利用者の社会性を高めるとともに、生活の喜びと楽しみの機会を多く作れるよう支援する
- (8) 利用者からの相談には、傾聴の姿勢を第一とし即対応する。
- (9) 食事
 - ① ハーフセルフ形態の配膳とし、3階食堂にて3食提供する事を基本とする。しかし健康上やむをえない状況においては、居室配膳やテーブル配膳を行う。
 - ② 家庭的雰囲気을大事にした食事環境に心がける。
 - ③ 嗜好調査を充実させ、栄養士による献立表を作成し、栄養バランスが良く、更に楽しんで召し上がって頂けるメニューに心がける。
 - ④ 食前には、手洗いと液体消毒の噴霧により、衛生管理には十分注意をばらう。
 - ⑤ 常に衛生面を考慮し、食中毒防止に努める。又食品衛生・管理に留意する。
 - ⑥ 料理の外観・味・温度・バラエティーに富んだ献立等、充分考慮されたものとする。
 - ⑦ 施設で収穫された旬の食物をとり入れることにより、季節感を味わ

て頂くものとする。

- ⑧ 利用者の自立支援と生きがいづくりを目的とした、手作り弁当・おやつ作り・クッキングデイ等実施する。
- ⑨ ご利用者での炊飯を行う事により、より家庭的な生活を目指す。
- ⑩ 栄養士にて、毎週健康に関する栄養一口メモを利用者の方に提供し、栄
養・健康に関心を持っていただく。また必要な方には、食事指導を実施し、個々に応じた食事を提供する。
- ⑪ 身体状況に応じた食形態を栄養士と相談して提供する。
- ⑫ 外食を実施する事により、楽しみの機会を作る。

(10) 入浴

温泉の効能を十分活用し、身体・心の健康維持・回復を図る。

- ① 入浴時間 月曜日～土曜日（日曜日のみ休み）
13:00～16:00
- ② 男性・女性別浴槽とする。
- ③ 時間外入浴は、3階浴室を使用していただく。
- ④ 身体機能の低下に応じ、介護サービスの利用やスタッフによる見守り支援を行う。
- ⑤ 気泡湯の提供を行い、足・腰の疼痛の緩和を図りマッサージ効果を得る。
- ⑥ 緊急事態に備えてナースコールを設置している。
- ⑦ 季節に応じ、菖蒲湯・ゆず湯の提供を行う

(11) 買い物 週1回木曜日実施

利用者間の親睦と楽しみの一環として、職員同行のもと活動車両にて実施。また買い物に行かれない利用者に対しては、購入代行の支援や、移動販売（日用品、鮮魚、雑貨、ヤクルト等）の利用をして頂く。

4. 健康管理

- (1) 定期的な健康診断を実施し、疾病の予防と早期発見、早期治療を促進する。常に利用者の健康状態を注意深く観察するとともに、月1回体重測定・週1回血圧測定を行い利用者の健康状態の把握を行う。
 - (2) 足・腰の疼痛がある方を対象に、本館でのマイクロ波・ホットパックの利用を促し、疼痛の緩和に努める。
 - (3) 食事時に健康茶（薬草）を提供し健康の保持に努める。
 - (4) 遊びリレーションを中心にしたレクリハを実施することにより自室での閉じこもりを少なくし、利用者同士の交流を多くする事で心身共に健康の維持を図れるよう支援する。また、運動機能を低下させることのないようにレクリハの内容を充実させる。
 - (5) サークル活動（茶の湯・書の道）や、塗り絵等、利用者全員の方が参加していただくことにより、活性化を図る。
 - (6) 外に出る機会を多く作る。
 - (7) 害虫駆除や衛生点検などを実施することにより、環境・衛生の向上を図り伝染病の発生予防に努める。
 - (8) 利用者自身が衛生面に対する認識を深め、安全に食事提供ができるようにする。
 - (9) 脳いきいき勉強会・野菜作り等を行い、皆様がそれぞれに生きがい作りを行える機会を多く提供する。
- (10) 介護予防・認知症予防を目的としたレツリハビリの充実、コグニサイズの導入や健口体操を実施し、健康的な生活を提供する。

5. 安全対策

- (1) 煙草等の火気の取り扱いに十分注意をはらい、火災発生予防に努める。
- (2) 災害時に備えて、避難訓練を実施し、避難行動を熟知していただくよう努める。
- (3) 非常通報設備や火災報知機などの消防設備取り扱いを熟知する。また定期点検を確実に行

い、事故防止に努める。

- (4) 交通事故防止についても常に注意を促し、身分証明書の発行を行い、利用者の安全確保に努める。

6. 相談・助言

- (1) 利用者の今までの生活環境・社会環境・心身の健康状態について充分アセスメントし、不安なく安心の日々が送れるよう支援する。
- (2) 居宅介護支援事業所及び各サービス事業所並び地域包括支援センターとの連携を図る。
- (3) 細切れのサービスの実施、家族対応が困難時の受診対応が出来るものとする。
- (4) 苦情解決の窓口を置き、対応する。

担当者 成松 照子

7. 緊急時の対応

- (1) 24時間昼夜を問わず、ナースコール・電話等にて即対応できるものとする。
- (2) 本館各部署との連携に努め、速やかに対応できるものとする。
- (3) 利用者の緊急連絡表を備え付ける。また緊急時対応マニュアルに基づきスムーズな対応ができるものとする。携帯電話を携帯することにより、業務の効率的な動きがとれるものとする。

8. 職員の資質向上

施設内外の研修会・勉強会等に積極的に参加し、専門的知識の習得並びに技術の向上を図るものとする。

9. その他

- (1) 関係機関・団体との連携を密に行い、運営の円滑化を図る。
- (2) 1階ターコイズフロアを広く住民に提供し地域福祉向上に貢献する。
- (3) ふれあい喫茶や地域交流スペースの行事に参加し、世代間を越えた交流の機会を得、心と体の健康維持を図る。
- (4) HDS-R検査の実施にて早期に認知症の把握に努める。またマイエンディングノート作成を継続することにより、利用者個々の意思を確認、ご家族や関係機関との連携を図り支援する。

第17章 その他の事業

1、福祉サービス事業

介護保険に該当しない方々への支援事業を行う。

(通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護)

2、宇城市社会福祉協議会委託事業「かたろう会」に係る給食調理業務。

3、研修、会議、実習の場の提供

老人会、民生委員会、婦人会、看護・介護学生、児童・生徒、他施設職員等の研修会・会議の場として施設を提供する。

4、施設行事の地域開放

施設の地域開放の一環として、施設で行われる行事等へ地域住民の参加を呼びかけ、施設への理解をより深めて頂くとともに、触れ合いの機会を多く持てるようにする。

(福祉避難所、災害時用援護者等支え合い体制づくり事業、御船地区避難所)

5、情報の発信活動

季刊広報誌「ほうよう」を年4回、入居者様、利用者様、ご家族様、宇城市の地域の方々(行政機関、区長様等)へ配布し、行事の様子や事業計画、事業実績、決算状況等の情報発信を行い、当園への理解を深めて頂けるよう努める。また、ホームページにおいても定期的に更新し、情報発信の手段として活用する。

6、家族会

入居者様のご家族(身元引受人)で構成し、当園事業計画に基づき各種行事に参加し、事業の運営に協力するとともに、ご家族との触れ合いをの機会を確保する事に努める。役員は家族会の代表者及び園長によって構成する。

7、職員会

職員の資質向上と親睦を図り、福祉の向上へ寄与することを目的とした職員で構成する。また職員の互選により役員を選出し、運営にあたる。

第18章 地域交流スペース

1. 基本方針

地域交流の場として、ケアハウス1階スペースを、広く住民に提供し、在宅福祉の推進及び地域福祉の活性化へ努め、開かれた施設として展開するものとする。

2. 重点事項

- ・世代間交流の場として提供する。
- ・地域住民の方々の情報交換の場として、広く提供する。
- ・入居者の家族、地域の方々が気軽においで頂けるような行事展開を行う。